

令和2年6月1日提出

令和2年第2回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第16号

令和2年5月25日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

令和2年第2回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付で告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 報告第3号 小金井市土地開発公社の経営状況について
- 報告第4号 令和元年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について
- 専第1号 専決処分の報告及び承認について
(令和2年度小金井市一般会計補正予算(第1回))
- 専第2号 専決処分の報告及び承認について
(小金井市市税条例等の一部を改正する条例)
- 専第3号 専決処分の報告及び承認について
(小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第28号 令和2年度小金井市一般会計補正予算(第2回)
- 議案第29号 令和2年度小金井市一般会計補正予算(第3回)
- 議案第30号 令和2年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 議案第31号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第32号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第33号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第34号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

- 議案第 35 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 36 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 37 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 38 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 39 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 40 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 41 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 42 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 43 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 44 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 45 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第 46 号 小金井市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 47 号 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 48 号 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 49 号 小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- その他 工事請負金額 1,000 万円以上の契約締結についての報告

議 長 報 告

1 第58回東京都市議会議員研修会

令和2年2月7日（金）府中の森芸術劇場において開催された。

- (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
- (2) 研修会では、「オリンピックを目指して得られたもの」と題して、日本体育大学教授山本博氏の講演が行われた。

2 東京都市議会議長会定例総会

令和2年2月17日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 全国市議会議長会第154回地方行政委員会の会議結果について
- ウ 東京都区市町村振興協会令和元年度第4回理事会（書面決議）の会議結果について
- エ 東京都区市町村振興協会令和元年度第2回臨時評議員会（書面決議）の会議結果について
- オ 令和元年度北方領土の返還を求める都民会議第二回理事会の会議結果について
- カ 東京都区市町村振興協会大島町に対する災害支援金の交付について
- キ 東京都区市町村振興協会令和元年度第5回理事会（書面決議）の会議結果について
- ク 東京都区市町村振興協会令和元年度第3回臨時評議員会（書面決議）の会議結果について
- ケ 全国市議会議長会第151回地方財政委員会の会議結果について
- コ 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について
- サ 全国市議会議長会第167回社会文教委員会の会議結果について
- シ 第9回東京都国土利用審議会の会議結果について
- ス 全国市議会議長会第155回地方行政委員会の会議結果について

セ 全国市議会議長会第218回理事会及び第108回評議員会の会議結果について

ソ 第228回東京都都市計画審議会の会議結果について

タ 令和元年台風第19号に伴う災害に対する見舞金の贈呈について

(2) 協議事項

ア 関東市議会議長会第86回定期総会で審議する都県提出議案について

イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

ウ 関東市議会議長会慶弔規程の一部改正について

3 東京都市議会議長会臨時総会

令和2年4月17日（金）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 公益財団法人東京都区市町村振興協会令和元年度第6回理事会の会議結果について

ウ 令和2年東京市町村総合事務組合議会第1回定例会の会議結果について

エ 令和元年度公益財団法人東京都区市町村振興協会第4回臨時評議員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 令和元年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

4 第86回関東市議会議長会定期総会

令和2年4月23日（木）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の協議事項及び報告事項を承認した。

(1) 協議

ア 議案

- ・ 令和元年度関東市議会議長会歳入歳出決算
- ・ 令和2年度関東市議会議長会歳入歳出予算
- ・ 関東市議会議長会慶弔規程の一部改正について

- ・ がん検診への支援の充実について
- ・ 都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充
- ・ 令和元年台風第19号災害からの復興・復旧について
- ・ 地域活性化に資する制度創設等による支援策の拡充について

イ 役員改選

- ・ 会長 甲府市
- ・ 副会長 小金井市、水戸市、小山市
- ・ 監事市 藤沢市、沼田市

ウ 相談役委嘱

エ 次期総会開催市決定

オ 全国市議会議長会等役員及び委員について

(2) 報告

ア 会務報告等

- ・ 会務報告
- ・ 慶弔規程に基づく支出報告
- ・ 議長の異動について

イ 諸報告

- ・ 地方行政委員会報告
- ・ 地方財政委員会報告
- ・ 社会文教委員会報告
- ・ 産業経済委員会報告
- ・ 建設運輸委員会報告
- ・ 国会対策委員会報告
- ・ 国と地方の協議の場等に関する特別委員会報告
- ・ 市議会議員共済会報告

5 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会

令和2年5月8日（金）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告

ア 会務報告

イ 委員会報告

(2) 協議事項

ア 令和元年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について

イ 令和2年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について

ウ 役員の選任について

- ・ 会 長 小金井市
- ・ 副会長 小平市、西東京市、檜原村
- ・ 監 事 町田市、日の出町
- ・ 理 事 正副会長及び監事を除く各市町村議会議長
- ・ 第1委員会
 委員長 武蔵村山市
 副委員長 町田市、多摩市、日の出町
- ・ 第2委員会
 委員長 清瀬市
 副委員長 福生市、府中市、稲城市
- ・ 第3委員会
 委員長 府中市
 副委員長 多摩市、羽村市、東久留米市

エ 総会決議（案）について

6 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発キャンペーン

ア 目 的 ごみ非常事態宣言の周知、ごみ減量の協力の呼びかけ及びごみ減量啓発グッズを配布するため

イ 派遣場所 武蔵小金井駅、東小金井駅の駅頭

ウ 期 日 令和2年2月5日（水）及び令和2年2月10日（月）

エ 派遣議員 全議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 坂井えつ子議員 水上洋志議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 湯沢綾子議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和2年1月30日から令和2年5月11日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和2年2月17日（月） 令和2年第1回定例会

2 会議の概要

令和2年2月17日（月） 令和2年第1回定例会

行政報告3件及び議案8件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和元年度 公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について
- 2 令和元年度 昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について
- 3 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について

以上3件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第1号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例

議案第2号 昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例

議案第3号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条
例

議案第4号 昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

議案第5号 昭和病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和2年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

議案第8号 令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算

以上8件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和2年2月13日（木） 令和2年第1回定例会

2 会議の概要

令和2年2月13日（木） 令和2年第1回定例会

議案4件を審議した。

議案第1号 令和2年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

議案第2号 令和2年度湖南衛生組合歳入歳出予算

議案第3号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

議案第4号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和2年2月20日（木）令和2年第1回定例会

2 会議の概要

令和2年2月20日（木）令和2年第1回定例会

議案4件を審議した。

議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和2年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議案第4号 令和2年度東京たま広域資源循環組合負担金

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和2年2月17日（月） 令和2年第1回定例会

令和2年3月27日（金） 令和2年第1回臨時会

2 会議の概要

(1) 令和2年2月17日（月） 令和2年第1回定例会

議案7件を審議した。

第1号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

池田央氏（青梅市）を選任することに同意した。

第2号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第3号議案 東京都十一市競輪事業組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例

第4号議案 東京都十一市競輪事業組合職員等の旅費に関する条例

第5号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 令和元年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算(第1号)

第7号議案 令和2年度東京都十一市競輪事業組合一般会計予算

以上6件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 令和2年3月27日（金） 令和2年第1回臨時会

報告1件及び議案3件を審議した。

第1号報告 令和元年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算(第2号)を専決処分したことについて

慎重審議の結果、原案のとおり承認することと決定した。

第8号議案 令和元年度東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第9号議案 令和元年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算(第3号)

第10号議案 令和元年度東京都十一市競輪事業組合収益金配分

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和2年2月12日（水）	令和2年第1回定例会
令和2年2月12日（水）	令和2年第1回全員協議会
令和2年3月27日（金）	令和2年第1回臨時会

2 会議の概要

(1) 令和2年2月12日（水） 令和2年第1回定例会

議案6件を審議した。

第1号議案 令和元年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）を専決処分したことについて

慎重審議の結果、原案のとおり承認することと決定した。

第2号議案 東京都六市競艇事業組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第4号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 令和元年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

第6号議案 令和2年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計予算

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 令和2年2月12日（水） 令和2年第1回全員協議会

令和元年度収支決算見込及び利益配分金について

慎重審議の結果、了承した。

(3) 令和2年3月27日（金） 令和2年第1回臨時会

副議長選挙及び議案3件を審議した。

副議長に若林章喜氏（町田市選出）を選出した。

第7号議案 令和元年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
補正予算（第3号）を専決処分したことについて

慎重審議の結果、原案のとおり承認することと決定した。

第8号議案 令和元年度東京都六市競艇事業組合利益配分について

第9号議案 東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと
決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 令和2年2月 4日（火） 令和2年第1回定例会
- (2) 令和2年3月22日（日） 令和2年第1回臨時会

2 会議の概要

- (1) 令和2年2月4日（火） 令和2年第1回定例会

議案4件を審議した。

議案第1号 浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計予算

議案第4号 令和2年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

- (2) 令和2年3月22日（日） 令和2年第1回臨時会

議長の選挙を実施した。

議長には池田利恵氏（日野市選出）を選出した。

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和元年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

令和元年度小金井市土地開発公社事業報告書

1 事業概要

令和元年度におきましては、当初の予定を一部変更し、都市計画道路3・4・8号線の2画地の用地取得をいたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

令和2年4月

小金井市土地開発公社

2 庶務に関する事項

(1) 理事会

開催日	回数	番号	件名
平成31年 4月1日	1		小金井市土地開発公社理事長の互選について
			小金井市土地開発公社常任理事の互選について
令和元年 5月7日	2	議案第1号	平成30年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
5月21日	3	議案第2号	小金井市土地開発公社評議員会評議員の推薦について
7月17日	4	議案第3号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		議案第4号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		議案第5号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
10月18日	5		公拡法の規定に基づく土地買取希望申出に関する買取協議について
10月29日	6	議案第6号	令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		議案第7号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		議案第8号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
11月12日	7		公拡法の規定に基づく土地買取希望申出に関する買取協議について
令和2年 1月7日	8	議案第9号	小金井市土地開発公社評議員会評議員の推薦について
2月13日	9	議案第10号	令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第2回）
		議案第11号	令和元年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		議案第12号	令和元年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		議案第13号	令和2年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第14号	令和2年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第15号	令和2年度小金井市土地開発公社資金計画
		議案第16号	小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

(2) 評議員会

開催日	回数	番号	件名
平成31年 4月22日	1	諮問第1号	平成30年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
令和元年 7月11日	2	諮問第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		諮問第3号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		諮問第4号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
10月23日	3	諮問第5号	令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画(第1回)
		諮問第6号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		諮問第7号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
令和2年 2月6日	4	諮問第8号	令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画(第2回)
		諮問第9号	令和元年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算(第1回)
		諮問第10号	令和元年度小金井市土地開発公社変更資金計画(第1回)
		諮問第11号	令和2年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第12号	令和2年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第13号	令和2年度小金井市土地開発公社資金計画
		諮問第14号	小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

3 事業実績

(1) 資産（土地）の取得

	区 分	内 容
1	事 業 名	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和元年8月19日
2	事 業 名	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和元年11月22日

(2) 資産（土地）の処分

	区 分	内 容
1	事 業 名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和元年8月1日
2	事 業 名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和元年8月1日
3	事 業 名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和元年8月1日

令和元年度 小金井市土地開発公社決算報告書

令和元年度 損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益 公有用地売却収益	<u>402,222,578</u>	<u>402,222,578</u>
(2) 附帯等事業収益 公有用地賃貸収益	0	0
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価 公有用地売却原価	<u>396,516,812</u>	<u>396,516,812</u>
事業総利益		5,705,766
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
ア 報酬	2,618,560	
イ 法定福利費	341,398	
ウ 需用費	85,948	
エ 役務費	1,386,357	
オ 委託料	5,552,217	
カ 使用料及び賃借料	79,994	
キ 負担金、補助及び交付金	5,000	
ク 公租公課	70,000	
ケ 旅費	<u>1,640</u>	<u>10,141,114</u>
事業利益		△ 4,435,348
4 事業外収益		
(1) 受取利息 受取利息	1,007	
(2) 雑収益 雑収益	<u>18,780,573</u>	
事業外収益合計		18,781,580
5 事業外費用		
(1) 支払利息 支払利息	<u>14,345,225</u>	<u>14,345,225</u>
経常利益		1,007
当年度純利益		<u><u>1,007</u></u>

令和元年度 剰余金計算書
 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

利益剰余金の部		円	円
1 未処分利益剰余金			
(1) 前年度繰越準備金	495,522,410		
(2) 当年度純利益	<u>1,007</u>		
当年度未処分利益剰余金			<u>495,523,417</u>

令和元年度 剰余金処分計算書
 (令和2年3月31日)

1 当年度未処分利益剰余金	495,523,417	円	円
2 利益剰余金処分数額	<u>0</u>		
翌年度繰越準備金			<u>495,523,417</u>

令和元年度 財産目録
(令和2年3月31日)

		円
1	資産の部	
(1)	普通預金	2,040,663
(2)	定期預金	5,000,000
(3)	公有用地	<u>1,159,142,195</u>
	資産の部合計	<u><u>1,166,182,858</u></u>
2	負債の部	
(1)	短期借入金	348,987,945
(2)	長期借入金	<u>316,671,496</u>
	負債の部合計	<u><u>665,659,441</u></u>

令和元年度 貸借対照表
(令和2年3月31日)

(資産の部)

	円	円
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,040,663	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,040,663
(2) 公有用地		
公有用地		<u>1,159,142,195</u>
流動資産合計		1,166,182,858
資産合計		<u><u>1,166,182,858</u></u>

令和元年度 貸借対照表
(令和2年3月31日)

(負 債 の 部)		円	円
1	流動負債		
	(1) 短期借入金	<u>348,987,945</u>	
	流動負債合計		348,987,945
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>316,671,496</u>	
	固定負債合計		<u>316,671,496</u>
	負債合計		<u><u>665,659,441</u></u>
(資 本 の 部)			
1	資本金		
	(1) 基本財産		
	小金井市出資金	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前年度繰越準備金	495,522,410	
	(2) 当年度純利益	<u>1,007</u>	
	準備金合計		<u>495,523,417</u>
	資本合計		<u><u>500,523,417</u></u>
	負債資本合計		<u><u>1,166,182,858</u></u>

令和元年度 キャッシュ・フロー計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		円
公有地取得事業収入		402,222,578
その他事業収入		0
補助金等収入		18,780,573
公有地取得事業支出		△ 119,668,479
その他事業支出		0
人件費支出		△ 2,959,958
その他の業務支出		△ 7,181,156
小計		291,193,558
利息の受取額		1,007
利息の支払額		△ 14,345,225
事業活動によるキャッシュ・フロー		276,849,340
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		119,668,479
短期借入金の返済による支出		△ 396,516,812
長期借入れによる収入		0
長期借入金の返済による支出		0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 276,848,333
IV 現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)		1,007
V 現金及び現金同等物期首残高		2,039,656
VI 現金及び現金同等物期末残高		2,040,663

令和元年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、令和元年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記


- 1 監査の期日 令和2年4月8日(水)
- 2 監査の対象期間 自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日
- 3 監査事項 決算報告及び関係書類


4 監査結果と概要

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

令和2年4月8日

監事 松井玉恵 

監事 高橋美月 

理事長 住野英進様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

令和2年3月31日

科目	種類	金額(円)	摘要
現金		0	
預金	普通	2,040,663	
	定期	5,000,000	
合計		7,040,663	

(様式第2号)

公有用地明細表

令和2年3月31日

資産区分	期首残高 (H31.4.1)		当期増加高		当期減少高		期末残高		摘要
	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	3,193.14	810,154,250					3,193.14	810,154,250	
都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,255.71	625,836,278	59.47	119,668,479	703.61	396,516,812	611.57	348,987,945	
合計	4,448.85	1,435,990,528	59.47	119,668,479	703.61	396,516,812	3,804.71	1,159,142,195	

(様式第16号)

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 令和2年3月31日

借入先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.475%	625,836,278	119,668,479	396,516,812	348,987,945	
合計		625,836,278	119,668,479	396,516,812	348,987,945	

※ 1.475% (H21.1.9から適用)

(2) 事業別借入状況

(単位：円) 令和2年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
都市計画道路3・4・8号線事業用地	625,836,278	119,668,479	396,516,812	348,987,945	
合計	625,836,278	119,668,479	396,516,812	348,987,945	

(様式第17号)

長期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 令和2年3月31日

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	227,999,940	0	0	227,999,940	
みずほ銀行(三菱UFJ銀行分)	1.675%	0	0	0	0	
東京むさし農業協同組合	1.675%	25,334,016	0	0	25,334,016	
山梨中央銀行	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
東日本銀行	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
多摩信用金庫	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
多摩信用金庫(城北信用金庫分)	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
昭和信用金庫	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
合計		316,671,496	0	0	316,671,496	

(2) 事業別借入状況

(単位：円)

令和2年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
東小金井駅北口まちづくり事業用地	316,671,496	0	0	316,671,496	
合計	316,671,496	0	0	316,671,496	

(様式第18号)

資本金明細表

(単位：円) 令和2年3月31日

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	小金井市	5,000,000	

(様式第20号)

事業収益明細表

(単位：円) 令和2年3月31日

科目			金額	摘要
公有地取得事業 収益	公有用地売却収益		402,222,578	
	代行用地売却収益		0	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収 益	東小金井駅北口まちづくり事業 収益	0	
合計			402,222,578	

(様式第21号)

事業原価明細表

(単位：円) 令和2年3月31日

科目			金額	摘要
公有地取得事業 原価	公有用地売却原価		396,516,812	
	代行用地売却原価		0	
附帯等事業原価	保有土地 賃貸等原 価	東小金井駅北口まちづくり事業 収益	0	
合計			396,516,812	

令和元年度収支決算報告書

収益の部

科目		予算現額			調定額
款項	節	当初予算額	補正予算額	(A)計	
1	事業収益	402,366,000	△ 143,000	402,223,000	402,222,578
	1 公有地取得事業収益	402,366,000	△ 143,000	402,223,000	402,222,578
	1 公有用地売却収益	402,366,000	△ 143,000	402,223,000	402,222,578
	2 附帯等事業収益	0	0	0	0
	1 公有用地賃貸収益	0	0	0	0
2	借入金	190,909,000	△ 71,240,000	119,669,000	119,668,479
	1 借入金	190,909,000	△ 71,240,000	119,669,000	119,668,479
	1 長期借入金	0	0	0	0
	2 短期借入金	190,909,000	△ 71,240,000	119,669,000	119,668,479
3	事業外収益	23,387,000	0	23,387,000	18,781,580
	1 受取利息	2,000	0	2,000	1,007
	1 受取利息	2,000	0	2,000	1,007
	2 雑収益	23,385,000	0	23,385,000	18,780,573
	1 雑収益	23,385,000	0	23,385,000	18,780,573
	合計	616,662,000	△ 71,383,000	545,279,000	540,672,637

(単位:円) 令和2年3月31日

(B)収入済額	収 入 未済額	(B)-(A)	備 考
402,222,578	0	△ 422	
402,222,578	0	△ 422	
402,222,578	0	△ 422	都市計画道路3・4・8号線事業用地 402,222,578
0	0	0	
0	0	0	
119,668,479	0	△ 521	
119,668,479	0	△ 521	
0	0	0	
119,668,479	0	△ 521	都市計画道路3・4・8号線事業用地 119,668,479
18,781,580	0	△ 4,605,420	
1,007	0	△ 993	普通預金利息及び定期預金利息
1,007	0	△ 993	1,007
18,780,573	0	△ 4,604,427	小金井市事務事業費補助金等
18,780,573	0	△ 4,604,427	
540,672,637	0	△ 4,606,363	

費用の部

科目		予算現額				
款	項	節	当初予算額	補正予算額	流用額	(A)計
1		事業費	30,909,000	△ 6,718,000		24,191,000
	1	公有地取得事業費	30,909,000	△ 6,718,000		24,191,000
		1 公有用地取得事業費	30,909,000	△ 6,718,000		24,191,000
2		販売費及び一般管理費	14,653,000	0		14,653,000
	1	販売費及び一般管理費	14,653,000	0		14,653,000
		1 報酬	2,744,000	0		2,744,000
		2 法定福利費	348,000	0		348,000
		3 需用費	201,000	0	△ 13,000	188,000
		4 役務費	103,000	0	1,296,000	1,399,000
		5 委託料	11,106,000	0	△ 1,296,000	9,810,000
		6 使用料及び賃借料	71,000	0	13,000	84,000
		7 負担金、補助及び交付金	5,000	0		5,000
		8 公租公課	70,000	0		70,000
		9 旅費	5,000	0		5,000
3		償還金	396,517,000	0		396,517,000
	1	借入金償還金	396,517,000	0		396,517,000
		1 借入元金	396,517,000	0		396,517,000
4		事業外費用	14,580,000	△ 141,000		14,439,000
	1	支払利息	14,580,000	△ 143,000		14,437,000
		1 支払利息	14,580,000	△ 143,000		14,437,000
	2	積立金	0	2,000		2,000
		2 積立金	0	2,000		2,000
5		補償費	160,000,000	△ 64,522,000		95,478,000
	1	補償費	160,000,000	△ 64,522,000		95,478,000
		1 補償費	160,000,000	△ 64,522,000		95,478,000
6		特別損失	2,000	△ 2,000		0
	1	その他の特別損失	2,000	△ 2,000		0
		1 寄附金	2,000	△ 2,000		0
7		予備費	1,000	0		1,000
	1	予備費	1,000	0		1,000
		1 予備費	1,000	0		1,000
		合計	616,662,000	△ 71,383,000	0	545,279,000

前年度繰越準備金 495,522,410 円
 収入済額 540,672,637 円
 支出済額 540,672,637 円
 翌年度繰越準備金 495,523,417 円

(B) 支出済額	不用額(A)-(B)	備 考			
24,190,603	397	事業	都市計画道路3・4・8号線事業用地 24,190,603		
24,190,603	397				
24,190,603	397				
10,141,114	4,511,886	事業	評議員、非常勤嘱託職員報酬 非常勤嘱託職員社会保険料等 消耗品費、印紙代等 不動産鑑定手数料等 仮杭設置等委託料、補償金算定委託料等 パソコンコンピュータ借上料 公社連絡協議会負担金 法人市・都民税 職員旅費		
10,141,114	4,511,886				
2,618,560	125,440				
341,398	6,602				
85,948	102,052				
1,386,357	12,643				
5,552,217	4,257,783				
79,994	4,006				
5,000	0				
70,000	0				
1,640	3,360				
396,516,812	188			元金償還対象事業	都市計画道路3・4・8号線事業用地 396,516,812
396,516,812	188				
396,516,812	188				
14,346,232	92,768	支払利息対象事業	1 東小金井駅北口まちづくり事業用地 5,347,833 2 都市計画道路3・4・8号線事業用地 8,997,392 合計 14,345,225		
14,345,225	91,775				
14,345,225	91,775				
1,007	993				
1,007	993				
95,477,876	124	事業	都市計画道路3・4・8号線事業用地 95,477,876		
95,477,876	124				
95,477,876	124				
0	0				
0	0				
0	0				
0	1,000				
0	1,000				
0	1,000				
540,672,637	4,606,363				

令和元年度損益計算書明細表

(単位:円)

令和2年3月31日

1 事業収益		
402,222,578		
(1)公有用地売却収益	都市計画道路3・4・8号線事業用地	402,222,578
402,222,578		0
(2)公有用地賃貸収益	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料	0
0		
2 事業原価		
(1)公有用地売却原価	都市計画道路3・4・8号線事業用地	396,516,812
396,516,812		
3 販売費及び一般管理費		
(1)販売費及び一般管理費	報酬(非常勤嘱託職員)	2,008,560
10,141,114	報酬(評議員)	610,000
	法定福利費(非常勤嘱託職員)	341,398
	需用費(消耗品費等)	85,948
	役務費(不動産鑑定手数料等)	1,386,357
	委託料(物件調査算定料等)	5,552,217
	使用料及び賃借料(パーソナルコンピュータ借上料)	79,994
	負担金、補助及び交付金(東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金)	5,000
	公租公課(固定資産税等)	70,000
	旅費	1,640
4 事業外収益		
18,781,580	定期預金(資本金)	682
(1)受取利息	普通預金	325
1,007		
(2)雑収益	非常勤嘱託職員報酬	2,008,560
18,780,573	評議員報酬	610,000
	法定福利費	341,398
	需用費	85,948
	役務費	1,386,357
	委託料	5,552,217
	使用料及び賃借料	79,994
	負担金、補助及び交付金	5,000
	利子補給金	8,639,459
	公租公課	70,000
	旅費	1,640
5 事業外費用		
(1)支払利息	東小金井駅北口まちづくり事業用地	5,347,833
14,345,225	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地	8,997,392

令和元年度貸借対照表明細表

(単位:円) 令和2年3月31日

(資産の部)			
1	流動資産		
		1,166,182,858	
	(1)現金及び預金		
		7,040,663	
			普通預金 2,040,663
			定期預金 5,000,000
	(2)公有用地		
	公有用地		
		1,159,142,195	
			東小金井駅北口まちづくり事業用地 810,154,250
			都市計画道路3・4・8号線事業用地 348,987,945
	資産合計	1,166,182,858	
(負債の部)			
1	流動負債		
	(1)短期借入金		
		348,987,945	
			都市計画道路3・4・8号線事業用地 348,987,945
2	固定負債		
	(1)長期借入金		
		316,671,496	
			東小金井駅北口まちづくり事業用地 316,671,496
	負債合計	665,659,441	
(資本の部)			
1	資本金		
	(1)基本財産		
		5,000,000	
			小金井市出資金 5,000,000
2	準備金		
	(1)前年度繰越準備金		
		495,522,410	
			前年度繰越準備金 495,522,410
	(2)当年度純利益		
		1,007	
			当年度純利益 1,007
	資本合計	500,523,417	
	負債資本合計	1,166,182,858	

公 有 用 地

令和2年3月31日

事業名	令和元年度 期末残高 (円)	面積 (㎡)	処 分 予 定	備 考
1 東小金井駅北口まちづくり事業用地	810,154,250	3,193.14	令和9年度までに処分予定	
2 都市計画道路3・4・8号線	348,987,945	611.57	令和2年度に処分予定	
合 計	1,159,142,195	3,804.71		

報告第4号

令和元年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

令和元年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

令和元年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内			一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	都支出 都支出金	
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件 補償費	13,611,000	13,610,078	0	0	13,610,078	0
8土木費	4都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理事業 委託料	24,355,000	24,354,801	0	11,500,000	0	12,854,801
	合	計	37,966,000	37,964,879	0	11,500,000	13,610,078	12,854,801

令和元年度小金井市一般会計繰越明許費実績調書

その1

款	項	事業名	翌年度繰越額	補償金額	所在地	契約期間	備考
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	円 13,610,078	円 66,433,266	東町四丁目外	令和元年7月19日から 令和2年7月31日まで	建物所有者

その2

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
8土木費	4都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理事業委託料	円 24,354,801	円 24,354,801	東京都都市づくり公社	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	

報告第4号資料2

繰越明許費の内訳について

1 都道134号線用地取得に伴う物件補償費

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	2	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	13,610,078	0	13,610,078	0
合計			13,610,078	0	13,610,078	0

2 東小金井駅北口土地区画整理事業委託料

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	4	東小金井駅北口土地区画整理事業委託料	24,354,801	0	11,500,000	12,854,801
合計			24,354,801	0	11,500,000	12,854,801

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月1日付けで、令和2年度小金井市一般会計補正予算（第1回）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、令和2年度予算執行のため、緊急に歳入歳出予算を補正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

令和2年度予算執行のため、緊急に歳入歳出予算を補正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年度小金井市一般会計補正予算（第1回）（別紙のとおり）

令和2年5月1日

小金井市長 西岡 真一郎

令和 2 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 1 回)

令和2年度小金井市一般会計補正予算（第1回）

令和2年度小金井市の一般会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,509,093千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,036,093千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 7,848,344	千円 12,509,093	千円 20,357,437
	2 国 庫 補 助 金	1,218,655	12,509,093	13,727,748
歳 入 合 計		43,527,000	12,509,093	56,036,093

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,006,311	千円 2,451	千円 4,008,762
	1 総 務 管 理 費	2,877,906	2,451	2,880,357
3 民 生 費		22,427,844	12,504,017	34,931,861
	1 社 会 福 祉 費	7,331,564	12,375,277	19,706,841
	2 児 童 福 祉 費	11,409,565	128,740	11,538,305
13 予 備 費		66,686	2,625	69,311
	1 予 備 費	66,686	2,625	69,311
歳 出 合 計		43,527,000	12,509,093	56,036,093

專第1号資料

令和2年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金		千円 7,848,344	千円 12,509,093	千円 20,357,437
	2国庫補助金	1,218,655	12,509,093	13,727,748
歳入合計		43,527,000	12,509,093	56,036,093

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,006,311	千円 2,451	千円 4,008,762
	1 総 務 管 理 費	2,877,906	2,451	2,880,357
3 民 生 費		22,427,844	12,504,017	34,931,861
	1 社 会 福 祉 費	7,331,564	12,375,277	19,706,841
	2 児 童 福 祉 費	11,409,565	128,740	11,538,305
13 予 備 費		66,686	2,625	69,311
	1 予 備 費	66,686	2,625	69,311
歳 出 合 計		43,527,000	12,509,093	56,036,093

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 2,451	千円	千円	千円
2,451			
12,506,642			△2,625
12,376,602			△1,325
130,040			△1,300
			2,625
			2,625
12,509,093			0

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 316,549	千円 12,509,093	千円 12,825,642	1 社会福祉費補助金	千円 12,379,053
				2 児童福祉費補助金	130,040

説	明	千円
4 特別定額給付金給付事業費補助金 (特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	12,254,200
5 特別定額給付金給付事務費補助金 (特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	124,853
7 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 (令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金補助要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	124,800
8 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 (令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金補助要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	5,240

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,367,016	916	1,367,932	916		
				916		
7 財産管理費	331,901	1,535	333,436	1,535		
				1,535		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	10 需用費 1 消耗品費	98 98	9 庁舎維持管理に要する経費 (管 財 課) 916
	11 役務費 2 電話料	780 780	10 需用費 (98) 消耗品費 98
	17 備品購入費	38	11 役務費 (780) 電話料 780 17 備品購入費 (38) 一般機器類 38
	11 役務費 5 手数料	1,535 1,535	1 財産管理に要する経費 (管 財 課) 1,535
			11 役務費 (1,535) 電話設置手数料 1,535

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	901,806	0	901,806	1,325		
11 特別定額給付金給 付費	0	12,375,277	12,375,277	12,375,277		
				12,375,277		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,325			
	1 報酬	2,282	1 特別定額給付金給付に要する経費 () 12,375,277
	10 需用費 1 消耗品費	144 144	(1) 情報システム課関係経費 16,240
	11 役務費 1 郵便料 5 手数料 6 その他の役務費	18,962 15,582 3,119 261	11 役務費 (261) 回線使用料 261 12 委託料 (15,979) 基幹系システム修正等委託料(特別定額給付金対応分) 15,649 基幹系ネットワーク構築委託料(特別定額給付金対応分) 330
	12 委託料	99,689	(2) 地域福祉課関係経費 12,355,918
	18 負担金補助及び交付金	12,254,200	1 報酬 (2,282) 特別定額給付金業務会計年度任用職員報酬 2,282 10 需用費 (144) 消耗品費 144 11 役務費 (15,582) 郵便料 15,582 12 委託料 (83,710) 特別定額給付金給付事務等委託料 83,710 18 負担金補助及び交付金 (12,254,200) 特別定額給付金 12,254,200
			(3) 会計課関係経費 3,119
			11 役務費 (3,119) 銀行振込手数料 3,119

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,102,375	0	6,102,375	1,300		
8 子育て世帯臨時特別給付金給付費	0	128,740	128,740	128,740		
				128,740		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,300			
	1 報酬	662	
	10 需用費	320	1 子育て世帯への臨時特別給付金給付に要する経費 () 128,740
	1 消耗品費	141	
	5 印刷製本費	179	(1) 情報システム課関係経費 1,623
	11 役務費	1,335	12 委託料 (1,623)
	1 郵便料	1,048	基幹系システム修正委託料(子育て世帯への臨時特別給付金対応分)
	5 手数料	287	1,623
	12 委託料	1,623	(2) 子育て支援課関係経費 126,830
	18 負担金補助及び交付金	124,800	1 報酬 (662)
			子育て世帯への臨時特別給付金業務会計年度任用職員報酬 662
			10 需用費 (320)
			消耗品費 141
			印刷製本費 179
			11 役務費 (1,048)
			郵便料 1,048
			18 負担金補助及び交付金 (124,800)
			子育て世帯への臨時特別給付金 124,800
			(3) 会計課関係経費 287
			11 役務費 (287)
			銀行振込手数料 287

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	66,686	2,625	69,311			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 2,625		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 1,940	946,473	2,276,810	2,114,590	5,337,873	964,965	6,302,838	
補正前	(4) 1,933	943,529	2,276,810	2,114,590	5,334,929	964,965	6,299,894	
比 較	() 7	2,944			2,944		2,944	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	358,415	48,492	60,507	48,416		221,425
	補正前	358,415	48,492	60,507	48,416		221,425
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		14,945	159,206	715,774	487,410	2,114,590
	補正前		14,945	159,206	715,774	487,410	2,114,590
	比 較						

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付けで小金井市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年3月31日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第30条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第30条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第51条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第67条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第67条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産課税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第74条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第34

9条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第93条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第113条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第115条第1項中「第113条第2項」を「第113条第3項」に改める。

第120条第6項中「第67条第6項」を「第67条第7項」に改める。

付則第16条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

付則第18条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

付則第18条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町

村の条例で定める割合は3分の2とする。

付則第18条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

付則第22条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

付則第24条中「又は法」を「又は」に改める。

付則第26条中「又は法」を「又は」に改める。

付則第28条中「又は法」を「又は」に改める。

付則第34条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

付則第40条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

付則第55条第1項中「第67条第5項」を「第67条第6項」に改める。

(小金井市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14条第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

付則第1条第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第30条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第51条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第67条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第67条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専第2号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 第1条による改正内容

- (1) 給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする。（市民税関係。法第317条の3の2、条例第30条の2）
- (2) 公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする。（市民税関係。法第317条の3の3、条例第30条の3）
- (3) 所有者不明土地等に係る固定資産税について、使用者を所有者とみなす制度の拡大（固定資産税関係。法第343条第4項及び第5項、条例第67条第4項及び第5項）
- (4) 課税免除の適用に当たって必要な手続を簡素化する。（市民税関係。法第469条、条例第113条第2項及び第3項）
- (5) 法改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する。（市民税関係。法附則第6条第4項、条例付則第16条第1項）
- (6) 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設に係る固定資産税の減額措置を廃止する。（固定資産税関係。法附則第15条第2項第2号、条例付則第18条の2）
- (7) 法改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する。（市民税関係。法附則第34条の2第4項及び第5項、条例付則第40条第1項及び第2項）
- (8) その他所要の規定の整備を行う。

3 第2条による改正内容

- (1) 単身児童扶養者を非課税措置の対象としない。（市民税関係。法第295条第1項、条例第14条第1項）

4 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。（付則第1条）

5 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

- ア 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- イ 新条例第30条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- ウ 新条例第30条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。
- エ 新条例第51条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。（付則第2条）

(2) 固定資産税に関する経過措置

- ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- イ 新条例第67条第4項の規定は、令和3年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- ウ 新条例第67条第5項の規定は、令和3年度以降の年度分の固定資産税について適用する。
- エ 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

オ 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。（付則第3条）

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(個人の市市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 2 } 3 } 4 } 5 }</p>	<p>(個人の市市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) 省略 2 } 3 } 4 } 5 }</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>
<p>(個人の市市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受け、るものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p>	<p>(個人の市市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受け、るものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者もしくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、そ</u></p>	<p>同上</p>

<p>の旨 (3) 省略 2 } 3 } 4 } 5 } (法人の市民税の申告納付) 第51条 省略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>の旨 (4) 省略 2 } 3 } 4 } 5 } (法人の市民税の申告納付) 第51条 省略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>の旨 (4) 省略 2 } 3 } 4 } 5 } (法人の市民税の申告納付) 第51条 省略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>注 平成30年条例第33号により、令和2年4月1日から施行</p>	<p>注 平成30年条例第33号により、令和2年4月1日から施行</p>	<p>注 平成30年条例第33号により、令和2年4月1日から施行</p>

<p>(4) 省略 2 } 3 } 4 } 5 } (法人の市民税の申告納付) 第51条 省略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等) 第67条 省略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、もしくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p>
--	---

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産課税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住街区の整備に関する法律第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令もしくは規約等の定めるところにより、仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、もしくは収益することができ、かつ、一定の土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住街区の整備に関する法律第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令もしくは規約等の定めるところにより、仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、もしくは収益することができ、かつ、一定の土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の

て登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登録又は登録がされ
 いる者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画
 整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮
 換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告
 があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地
 を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記
 される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該
 換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定
 により使用する埋立地もしくは干拓地(以下この項において「埋立地
 等」という。)又は国が埋立てもしくは干拓により造成する埋立地等
 (同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以
 下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する
 場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工
 事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立
 地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市
 町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項に
 おいて「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規
 定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者
 もつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同
 条第1項の規定により使用し、又は国が埋立てもしくは干拓により造
 成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道
 府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等
 を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道
 府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者
 で令第49条の3に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に
 係る第1項の所有者とみなすことができる。

土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登
 録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による
 土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞ
 れ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処
 分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又
 は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者と
 して登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつ
 て当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定
 により使用する埋立地もしくは干拓地(以下この項において「埋立
 地等」という。)又は国が埋立てもしくは干拓により造成する埋立
 地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。
 以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用す
 る場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する
 工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋
 立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、
 市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項
 において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の
 規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する
 者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等
 が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立てもしくは干拓に
 よつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立
 地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当
 該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により
 国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等
 を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもつて当該埋
 立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 省略
 (固定資産税の課税標準)
 第74条 } 省略
 2 }
 3 }
 8 }
 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。)

7 省略
 (固定資産税の課税標準)
 第74条 } 省略
 2 }
 3 }
 8 }
 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。)

項の繰下げ

<p>以下この条及び第91条において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (法第349条の3第27項等の条例で定める割合) 第74条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料) 第93条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。) が第91条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 省略 3 省略 (たばこ税の課税免除) 第113条 省略</p> <p>2 前項(法第469条第1項又は第2号に係る部分に限る。) の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項又は第2号に係る部分に限る。) の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p> <p>3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。) の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p>	<p>以下この条及び第91条において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (法第349条の3第28項等の条例で定める割合) 第74条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料) 第93条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。) が第91条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 省略 3 省略 (たばこ税の課税免除) 第113条 省略</p> <p>2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>課税免除の適用に当たり必要なる手続の簡素化に係る規定の追加</p> <p>3項の繰下げ及び引法改正に伴う規定の整備</p>
---	--	---

4 省略 (たばこ税の申告納付の手続)	3 省略 (たばこ税の申告納付の手続)	項の繰下げ
<p>第115条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第113条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>この場合において、当該申告書には、第113条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量について明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 } 省略 ~ } 5 } (特別土地保有税の納税義務者等) 第120条 } 省略 2 } ~ } 5 } 第67条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第120条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第16条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税第16条</p>	<p>第115条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第113条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>この場合において、当該申告書には、第113条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量について明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 } 省略 ~ } 5 } (特別土地保有税の納税義務者等) 第120条 } 省略 2 } ~ } 5 } 第67条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第120条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>付 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第16条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税第16条</p>	

<p>に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 省略 3 省略 (読替規定)</p>	<p>2 省略 3 省略 (読替規定)</p>
<p>第18条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 省略</p>	<p>第18条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 省略</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>7 法附則第15条第33項第1号三に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第30項第1号三に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

<p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。</p>	<p>9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。</p>	<p>項の繰上げ及び 法改正に伴う引 用条項の整備</p>
<p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>同上</p>
<p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>法改正に伴う規 定の追加</p>
<p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>項の繰上げ及び 法改正に伴う引 用条項の整備</p>
<p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>同上</p>
<p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>同上</p>
<p>13 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>14 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>同上</p>
<p>14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>15 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>同上</p>
<p>15 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p>	<p>16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p>	<p>同上</p>
<p>16 省略 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p>	<p>17 省略 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p>	<p>項の繰上げ</p>
<p>第22条 省略</p>	<p>第22条 省略</p>	<p>同上</p>
<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>規定の整備</p>
<p>第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地</p>	<p>第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地</p>	<p>同上</p>

<p>等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商</p>

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附規定の整備

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えているものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第27条 省略
第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、前条の規定により算定した当該市街化区

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附規定の整備
則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えているものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第27条 省略
第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、前条の規定により算定した当該市街化区

域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 } 省略
5 }

域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 } 省略
5 }

<p>うとする場合にあって、同日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 2 } (4) } 2 } 省略 4 }</p>	<p>うとする場合にあって、同日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 2 } (4) } 2 } 省略 4 }</p>
---	---

小金井市市税条例の一部を改正する条例 (令和元年条例第14号) (第2条関係) (第2条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略 (2) 削除 (3) 第2条及び付則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 省略 第3条 削除</p>	<p>第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。 第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p> <p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略 (2) 第2条中小金井市市税条例第14条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日 (3) 第2条 (前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 省略 第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例第14条第1項 (第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>単身児童扶養者を非課税措置の対象としない規定の整備</p> <p>改正規定の削除に伴う規定の整備</p> <p>改正規定の削除に伴う規定の整備</p>

専第3号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年3月31日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

付則第1条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

付則第1条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

付則第2条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第3条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第4条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第5条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第6条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第9条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第10条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第13条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第44項、第45項もしくは第50項」を「から第22項まで、第24項、

第25項、第29項、第38項、第39項もしくは第44項」に改め、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

付則第14条及び付則第15条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第3号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 国立大学の校舎の用に供する固定資産及び日本郵便㈱の業務の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例を廃止する。（法附則第15条、条例付則第13条）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。（付則第1条）

4 経過措置

別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。（付則第2条）

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(納税義務者等) 第2条 省略	(納税義務者等) 第2条 省略	
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	法改正に伴う引用条項の整備
3 省略	3 省略	
4 省略	4 省略	
付 則	付 則	
(法附則第15条第38項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	(法附則第15条第44項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	法改正に伴う引用条項の整備
(法附則第15条第39項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	(法附則第15条第45項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	同上
(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に	(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第2条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に	規定の整備

同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度

に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度同上

法改正に伴う引
用条項及び規定
の整備

分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計

度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分同上の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計

画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に對して課する平成6年度以降の各年度の都市計画税の特例)

第8条 省略

第9条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前

市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に對して課する平成6年度以降の各年度の都市計画税の特例)

第8条 省略

第9条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前

<p>条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第11条 省略 第12条 省略 第13条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第38項、第39項もしくは第44項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第14条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>第15条 平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p>	<p>条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第11条 省略 第12条 省略 第13条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項、第27項、第28項、第32項、第44項、第45項もしくは第50項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第14条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>第15条 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p>
--	--

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 菊 池 秀 興

年 齢 73歳

職 業 無 職

令和2年6月1日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

諮問第4号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 菊池秀興

年 齢 73歳

学 歴

昭和44年 3月

東京農工大学農学部卒業

職 歴

昭和44年	4月～	46年	3月	千葉県立下総農業高等学校教諭
昭和46年	4月～	52年	3月	千葉県関宿町立二川中学校教諭
昭和52年	4月～	58年	3月	立川市立立川第二中学校教諭
昭和58年	4月～平成	2年	3月	武蔵野市立第四中学校教諭
平成 2年	4月～	6年	3月	武蔵野市立第二中学校教頭
平成 6年	4月～	10年	3月	北区立滝野川中学校校長
平成10年	4月～	15年	3月	北区立浮間中学校校長
平成15年	4月～	18年	3月	北区立赤羽台中学校校長
平成18年	4月～	19年	3月	北区立堀船中学校校長
平成19年	4月～	25年	3月	小金井市教育相談所相談員
平成20年	10月～現		在	法務省人権擁護委員
平成26年	4月～	27年	3月	小金井市教育相談所相談員

賞 罰

令和 元年 6月

全国人権擁護委員連合会長表彰

議案第28号

令和2年度

小金井市

一般会計補正予算

(第2回)

令和2年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

令和2年度小金井市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,063,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,099,353千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 20,357,437	千円 641,467	千円 20,998,904
	2 国庫補助金	13,727,748	641,467	14,369,215
16 都支出金		7,023,351	251,793	7,275,144
	2 都補助金	3,815,340	250,479	4,065,819
	3 委託金	894,851	1,314	896,165
19 繰入金		908,187	170,000	1,078,187
	1 基金繰入金	907,161	170,000	1,077,161
歳入合計		56,036,093	1,063,260	57,099,353

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,008,762	千円 1,394	千円 4,010,156
	1 総務管理費	2,880,357	80	2,880,437
	4 選挙費	182,785	1,314	184,099
3 民生費		34,931,861	31,142	34,963,003
	1 社会福祉費	19,706,841	3,015	19,709,856
	2 児童福祉費	11,538,305	28,127	11,566,432
7 商工費		200,242	251,548	451,790
	1 商工費	200,242	251,548	451,790
10 教育費		4,222,553	739,283	4,961,836
	2 小学校費	1,215,269	505,427	1,720,696
	3 中学校費	598,551	231,238	829,789
	4 社会教育費	733,210	2,618	735,828
13 予備費		69,311	39,893	109,204
	1 予備費	69,311	39,893	109,204
歳出合計		56,036,093	1,063,260	57,099,353

議案第28号資料1

令和2年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 20,357,437	千円 641,467	千円 20,998,904
	2 国庫補助金	13,727,748	641,467	14,369,215
16 都支出金		7,023,351	251,793	7,275,144
	2 都補助金	3,815,340	250,479	4,065,819
	3 委託金	894,851	1,314	896,165
19 繰入金		908,187	170,000	1,078,187
	1 基金繰入金	907,161	170,000	1,077,161
歳入合計		56,036,093	1,063,260	57,099,353

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,008,762	千円 1,394	千円 4,010,156
	1 総 務 管 理 費	2,880,357	80	2,880,437
	4 選 挙 費	182,785	1,314	184,099
3 民 生 費		34,931,861	31,142	34,963,003
	1 社 会 福 祉 費	19,706,841	3,015	19,709,856
	2 児 童 福 祉 費	11,538,305	28,127	11,566,432
7 商 工 費		200,242	251,548	451,790
	1 商 工 費	200,242	251,548	451,790
10 教 育 費		4,222,553	739,283	4,961,836
	2 小 学 校 費	1,215,269	505,427	1,720,696
	3 中 学 校 費	598,551	231,238	829,789
	4 社 会 教 育 費	733,210	2,618	735,828
13 予 備 費		69,311	39,893	109,204
	1 予 備 費	69,311	39,893	109,204
歳 出 合 計		56,036,093	1,063,260	57,099,353

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,394			
80			
1,314			
28,127			3,015
			3,015
28,127			
222,272			29,276
222,272			29,276
641,467			97,816
434,400			71,027
207,067			24,171
			2,618
			39,893
			39,893
893,260			170,000

2 歳入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費国庫補助金	千円 9,181	千円 435,570	千円 444,751	1 小学校費補助金	千円 299,400
				2 中学校費補助金	136,170
7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	205,897	205,897	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	205,897

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費都補助金	千円 1,100,211	千円 250,479	千円 1,350,690	3 市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金	千円 250,479

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 355,284	千円 1,314	千円 356,598	3 選挙費委託金	千円 1,314

説	明	千円
4 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 (公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学 務 課)	135,000
5 公立学校情報機器整備費補助金 (公立学校情報機器整備費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(学 務 課)	164,400
3 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 (公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学 務 課)	75,000
4 公立学校情報機器整備費補助金 (公立学校情報機器整備費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(学 務 課)	61,170
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱)	(企 画 政 策 課)	205,897

説	明	千円
1 市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金 (東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金交付要綱)	(企 画 政 策 課)	250,479

説	明	千円
2 都知事選挙費委託金 (公職選挙法第264条)	(選挙管理委員会)	1,314

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 440,000	千円 170,000	千円 610,000	1 財政調整基金繰入金	千円 170,000

説	明
1 財政調整基金繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政 課) 170,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 会計管理費	10,998	80	11,078	80		
				80		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	11 役務費 5 手数料	80 80	1 出納事務に要する経費 (会 計 課) 80
			11 役 務 費 (80) 銀行振込手数料 80

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 都知事選挙費	57,641	1,314	58,955	1,314		
				1,314		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	262	1 都知事選挙に要する経費 (選挙管理委員会) 1,314
	3 職員手当等	32	1 報 酬 (262)
	7 報償費	1,020	期日前投票管理者報酬 34
			期日前投票立会人報酬 56
			選挙事務会計年度任用職員報酬 172
			3 職員手当等 (32)
			7 報 償 費 (1,020)
			選挙事務従事者謝礼 1,020

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 高齢者福祉費	438,938	3,015	441,953			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
3,015				
3,015	10 需用費 1 消耗品費	4 4	45 高齢者世帯冷房機器購入 費等助成に要する経費 (介護福祉課)	3,015
	11 役務費 1 郵便料	11 11	10 需用費 消耗品費 11 役務費 郵便料	(4) 4 (11) 11
	18 負担金補助及び交付金	3,000	18 負担金補助及び交付金 高齢者世帯冷房機器購入費等助成金	(3,000) 3,000

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,102,375	28,127	6,130,502	28,127		
				28,127		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	10 需用費	14	30 児童扶養手当受給者支援
	1 消耗品費	8	臨時特別給付金給付に要
	5 印刷製本費	6	する経費 (子育て支援課) 28,127
	11 役務費	29	10 需用費 (14)
	1 郵便料	29	消耗品費 8
			印刷製本費 6
	18 負担金補助及び交付金	28,084	11 役務費 (29)
			郵便料 29
			18 負担金補助及び交付金 (28,084)
			児童扶養手当受給者支援臨時特別
			給付金 28,084

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	95,852	251,548	347,400	222,272		
				222,272		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
29,276			
29,276	1 報酬	1,443	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) 251,548
	11 役務費	105	1 報 酬 (1,443)
	1 郵便料	105	事業継続支援給付金業務会計年度 任用職員報酬 1,443
	18 負担金補助及び交付金	250,000	11 役 務 費 (105)
			郵 便 料 105
			18 負担金補助及び交付金 (250,000)
			事業継続支援給付金 250,000

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	606,965	4,706	611,671			
2 教育振興費	148,307	500,721	649,028	434,400		
				434,400		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,706			
4,706	11 役務費 6 その他の役務費	4,706 4,706	2 学校運営に要する経費 () 4,706
			(2) 学務課関係経費 4,706
			11 役 務 費 (4,706)
			回線使用料 4,706
66,321			
66,321	12 委託料	270,000	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 500,721
	17 備品購入費	230,721	12 委 託 料 (270,000)
			教育用ネットワーク構築委託料 270,000
			17 備品購入費 (230,721)
			教育振興備品 230,721

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	268,818	2,614	271,432			
2 教育振興費	80,701	228,624	309,325	207,067		
				207,067		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,614			
2,614	11 役務費 6 その他の役務費	2,614 2,614	2 学校運営に要する経費 () 2,614
			(2) 学務課関係経費 2,614
			11 役 務 費 (2,614)
			回線使用料 2,614
21,557			
21,557	12 委託料	150,000	1 教育振興に要する経費 (学 務 課) 228,624
	17 備品購入費	78,624	12 委 託 料 (150,000)
			教育用ネットワーク構築委託料 150,000
			17 備品購入費 (78,624)
			教育振興備品 78,624

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 図書館費	152,415	2,618	155,033			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,618			
2,618	17 備品購入費	2,618	2 図書館維持管理に要する 経費 (図書館) 2,618
			17 備品購入費 (2,618) 維持管理機器類 2,618

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	69,311	39,893	109,204			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 39,893		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		30,660	12,113		136	42,909	7,128	50,037
	議 員	24	143,760		56,786			200,546	50,269	250,815
	その他	1,827	185,066					185,066	279	185,345
	計	1,854	328,826	30,660	68,899		136	428,521	57,676	486,197
補正前	長 等	3		30,660	12,113		136	42,909	7,128	50,037
	議 員	24	143,760		56,786			200,546	50,269	250,815
	その他	1,827	184,976					184,976	279	185,255
	計	1,854	328,736	30,660	68,899		136	428,431	57,676	486,107
比 較	長 等									
	議 員									
	その他		90					90		90
	計		90					90		90

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 1,943	948,088	2,276,810	2,114,622	5,339,520	964,965	6,304,485	
補正前	(4) 1,940	946,473	2,276,810	2,114,590	5,337,873	964,965	6,302,838	
比 較	() 3	1,615		32	1,647		1,647	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		358,415	48,492	60,507	48,416	
補正前		358,415	48,492	60,507	48,416		221,425
比 較							32
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当		合 計
補正後		14,945	159,206	715,774	487,410		2,114,622
補正前		14,945	159,206	715,774	487,410		2,114,590
比 較							32

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	32	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	32 32 総務費 時間外勤務手当

議案第28号資料2

令和2年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和2年度末現在高(A)	令和2年度算第	予算補正状況	補正額(C)	の計額(D)	令和2年度崩取計額(E)	令和2年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)	(単位:千円)
1	財政調整基金	元金 利息 計	3,613,987	281 281		0 0 0	281 281	440,000 170,000 610,000	3,004,268	
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,417	1 1		0 0 0	1 1		9,418	
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	2,788,701	276 276		0 0 0	276 276	115,171 115,171	2,673,806	
4	地域福祉基金	元金 利息 計	756,699	77 77		0 0 0	77 77	3,690 3,690	753,086	
5	環境基金	元金 利息 計	1,116,540	200,000 122 200,122		0 0 0	200,000 122 200,122	300,000 300,000	1,016,662	
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,029	1 1		0 0 0	1 1		3,030	
7	みどり公園基金	元金 利息 計	2,479	7,298 1 7,299		0 0 0	7,298 1 7,299		9,778	
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	58,978	3,233 6 3,239		0 0 0	3,233 6 3,239	2,300 2,300	59,917	
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	107,323	570 16 586		0 0 0	570 16 586	46,000 46,000	61,909	
10	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1		0 0 0	1 1		66	
合	計	元金 利息 計	8,457,218	211,101 782 211,883		0 0 0	211,101 782 211,883	907,161 170,000 1,077,161	7,591,940	

議案第28号資料3

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国庫支出金)充当事業一覧

(単位:千円)

款	項目	事業	事業名	主管課	節	科目名	事業費	充当額
10	2	1	教育振興に要する経費	学務課	12	教育用ネットワーク構築委託料	270,000	135,000
10	3	2	教育振興に要する経費	学務課	12	教育用ネットワーク構築委託料	150,000	70,897
合 計							420,000	205,897

市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金(都支出金)充当事業一覧

(単位:千円)

款	項目	事業	事業名	主管課	節	科目名	事業費	充当額
2	1	6	1 出納事務に要する経費	会計課	11	銀行振込手数料	80	80
3	2	1	30 児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金給付に要する経費	子育て支援課	10	消耗品費	8	8
					10	印刷製本費	6	6
					11	郵便料	29	29
7	1	2	1 商工振興に要する経費	経済課	18	児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金	28,084	28,084
					11	郵便料	105	105
					18	事業継続支援給付金	250,000	222,167
合 計							278,312	250,479

議案第28号資料4

東京都知事選挙における新型コロナウイルス対策概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都では新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置等が発表された。今般の状況を鑑み、緊急事態宣言が解除されても、選挙においては投票者の安全性の確保から、適切な感染防止対策が求められているため、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙において適切な感染防止対策を実施する。

2 対策概要

	区分	概要
(1)	選挙全般	投票来場者、投票管理者、投票立会人及び選挙事務従事者への感染予防対策として、マスク、アルコール消毒液、手袋、筆記用具（消毒済交換用鉛筆・ボールペン）その他消耗品（飛散防止シート固定テープ等）を購入する。
(2)	第一期日前投票所 （第二庁舎）	受付用飛散防止スタンドを購入する。 期日前投票の活用が呼び掛けられ来庁者数の増加が見込まれるため、駐車場警備委託の日数を、期日前投票最終日に加えて、期日前投票期間中の土日4日分を追加する。
(3)	第二期日前投票所 （マロンホール）	第二期日前投票所（マロンホール）の期間を2日間延長し、投票日直近の火・水・木・金曜日の4日開設する。
(4)	期日投票所 （20か所）	受付用飛散防止シート等の物品準備・運搬のための運搬委託を追加するとともに、感染防止対応による投票所設営・投票終了後の消毒作業等の時間増に伴い、選挙事務従事者謝礼を増額する。

※ 国及び都からも、期日前投票の積極的利用を推奨されており、上表(2)及び(3)により、期日前投票者の増に備えた対策を講ずる。

3 予算額

(1) 歳入

都知事選挙費委託金 1, 314千円

(2) 歳出

ア 期日前投票管理者報酬 34千円

イ 期日前投票立会人報酬 56千円

ウ 選挙事務会計年度任用職員報酬 172千円

エ 職員手当等 32千円

オ 選挙事務従事者謝礼 1, 020千円

※ その他の経費については、流用及び予備費充当により対応

高齢者世帯冷房機器購入費等助成金事業概要

1 目的

高齢者世帯の冷房機器の購入及び設置に要する費用を助成することにより、新型コロナウイルス感染症予防のため、外出を控える高齢者の命に関わる熱中症対策を支援する。

2 事業概要

(1) 対象世帯

申請日現在、本市に住民登録があり、現に居住している高齢者（65歳以上）のみの世帯で、自宅にエアコン（ルームエアコン、冷房専用エアコン及び窓用エアコン）が設置されていない世帯

※ 生活保護受給世帯は、生活保護制度で支給対象となるため、本事業では支給対象外

(2) 助成内容

1世帯1回まで、上限5万円を限度とし、次のいずれか2点までの購入及び設置費用の助成を行う。対象購入期間は、令和2年6月1日から同年7月31日まで

ア エアコン（ルームエアコン、冷房専用エアコン及び窓用エアコン）
イ 冷風機、冷風扇、扇風機、サーキュレーター及び除湿機

(3) 実施期間及び申込方法

令和2年6月1日から同年8月31日まで（消印有効）に、原則として郵送にて申請を受け付ける。

3 予算額

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (1) 高齢者世帯冷房機器購入費等助成金（@50千円×60世帯） | 3,000千円 |
| (2) その他（消耗品費・郵便料） | 15千円 |

4 周知方法

市ホームページ、ツイッター（6月1日予定）、市報（6月15日号予定）、市政だより（7月1日号予定）、広報掲示板ポスター、COCOBASバス車内掲示ポスター等で周知

5 支給事務（予定）

- | | |
|-------|--------------------------|
| 6月1日～ | 申込開始 |
| 7月中旬 | 6月申請分振込（以降当月末締切で翌月中旬に振込） |

児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、児童扶養手当（国制度）の受給者に対し、令和 2 年 7 月支給分（令和 2 年 5・6 月分）と同額を給付し、様々な面で影響を受けているひとり親家庭等を経済面から支援する。

2 背景

国制度である児童扶養手当は、離婚・未婚・死別等によりひとり親（対象児童は、0 歳から高校 3 年生まで）となっている父、母又は養育者のうち、一定の所得以下の方が受けることができるものである。

新型コロナウイルス感染拡大により、外出自粛が求められ、追加的支出も発生する中、児童の学校が休校となるなど、ひとり親家庭等の生活環境は、一段と厳しくなっている。そうした中、ひとり親でない方も受けることができる児童手当の受給者に対しては、国が、子ども一人当たり 1 万円を給付する事業（子育て世帯への臨時特別給付金）を実施するが、ひとり親に対する給付事業は、現時点において、実施予定がない。そこで、ひとり親の置かれている現状を踏まえ、臨時・特別の給付措置として、本事業を実施する。

3 支給対象

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による令和 2 年 5・6 月分の児童扶養手当の支給に係る監護等児童（同法第 5 条第 2 項に規定する監護等児童をいう。）の父、母又は養育者

4 予算額

(1) 歳入

市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金

28,145 千円

(2) 歳出

ア 児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金

（@ 76,107 円 × 369 人）

28,084 千円

※ 直近 3 回の支給平均単価及び受給者数

イ その他（消耗品費、印刷製本費、郵便料、振込手数料）

61 千円

5 支給事務（予定）

令和 2 年 6 月 支給処理

令和 2 年 7 月中旬 振込

事業継続支援給付金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上げが減少している市内の中小企業者等（法人（NPO法人等を含む。）及び個人事業主）に対し、給付金を支給することにより、固定費の負担軽減等を図り、事業継続を支援することを目的とする。

2 支給対象者

以下の要件を全て満たす中小企業・小規模事業者等

- (1) 令和2年2月から同年5月までの任意の1月の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。ただし、開業後1年未満の者については、令和2年2月から同年5月までの任意の1月の売上高がその1月を含む過去3か月間の売上高の平均額と比較して15%以上減少していること。
- (2) 事業用に建物を賃借して、令和2年5月31日時点で市内に事業所を有していること。
- (3) 過去に本給付金の支給を受けたことがないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと（新型コロナウイルス感染拡大に伴い、徴収猶予又は分割納付の誓約が済んでいる場合を除く。）。

※ 以下に掲げるものは対象外とする。

ア 宗教法人又は政治団体

イ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

3 予算額

(1) 歳入

市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金 222,334千円

(2) 歳出

ア 事業継続支援給付金（@200千円×1,250件） 250,000千円

イ その他（会計年度任用職員報酬、郵便料、銀行振込手数料）

1,610千円

4 申請期間 6月上旬から8月31日まで

5 申請方法 原則郵送とし、指定口座へ振込

I C T 機器整備関連事業概要

1 目的

文部科学省が推進しているいわゆる「G I G A スクール構想」では、従来の学校現場では一般的であった一方的・画一的な指導の在り方を、I C T 技術を活用することで、個々の児童・生徒に合わせた個別的なものへと変容させ、多様な学びを提供するために、児童・生徒一人につき1台の端末を整備することを目標としている。

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長期化する休校期間中にも子どもたちの学びを継続するために、令和5年度までとされていた整備期間が令和2年度中に前倒しされたところである。

本市としても、市立小・中学校のI C T 環境整備状況は、十分とは言えない状況であるため、これを契機として機器の配備を進め、効率的な一斉学習、協働・遠隔学習の推進、個別学習の深化等の学校I C T 環境の充実を図る。

2 事業概要

(1) 教育用パーソナルコンピュータの購入

教育用パーソナルコンピュータを市立小・中学校の全児童・生徒に行き渡るよう整備する。端末の種類は、既に各校に配備されており、稼働の実績があるC h r o m e O S 搭載の教育用パーソナルコンピュータを購入し、教育現場のI C T 化をより一層推進する。機器の仕様等は、文部科学省発出の「G I G A スクール構想実現のための標準仕様書」に準拠することとする。

(2) 教育用ネットワークの構築

上記(1)の配備を進めることでひっ迫することが予想される市立学校の情報通信環境を更改し、増大する通信負荷に耐え得る環境を実現する。

具体的には、ボトルネック化することが予想される市庁舎への通信集約をやめ、各学校からインターネット環境に接続できるよう経路を改めるとともに、セキュリティ対策のため、各校にファイアウォール等を設置する。また、文部科学省発出の「G I G A スクール構想実現のための標準仕様書」に準拠した形で各教室を結ぶ通信環境をより強化・高速化する。

(3) 実施期間

令和2年6月から配備のための作業を進め、同年9月30日までに全児童・生徒に端末が行き渡るようにする。また、配備の進行と併せて増大する情報通信量に耐えるためのネットワーク更改作業を進め、端末配備に合わせて作業を完了させる（運用保守は継続）。

3 予算額

(1) 歳入

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	210,000千円
イ 公立学校情報機器整備費補助金	225,570千円
ウ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	205,897千円

(2) 歳出

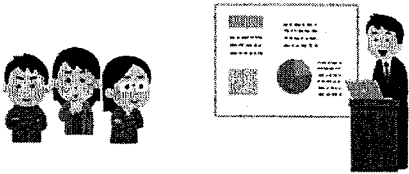





ア 回線使用料	7,320千円
イ 教育用ネットワーク構築委託料 （@30,000千円×14校）	420,000千円
ウ 教育用パーソナルコンピュータ（@45千円×7,529台（予備分を含む。）、当初予算措置端末購入費△29,460千円）	309,345千円

4 今後のスケジュール（予定）

6月 1日	契約依頼（教育用ネットワーク構築委託及び教育用パーソナルコンピュータ購入）
6月12日	仮契約（教育用パーソナルコンピュータ購入）
6月23日	財産取得議決（教育用パーソナルコンピュータ購入）
6月24日	契約（教育用ネットワーク構築委託）及び本契約（教育用パーソナルコンピュータ購入）
7月 1日	設置作業開始
8月下旬	設置作業完了
9月下旬	稼働開始

5 ICT機器整備による教育活動等の充実

○学習場面に応じたICT活用

一斉学習	協働・遠隔学習	
<p>画像、音声、動画などを拡大したり書き込みながら提示したりすることにより、学習課題等を効果的に提示・説明することができる。</p>  <p>教員による教材の提示</p> <p>画像の拡大展示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子ども同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。また、新型コロナウイルス感染症などに伴う学校の臨時休校の際、自宅においても遠隔による学習活動を行い児童生徒の学びを確保する。</p>  <p>協働での意見整理</p> <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>	<p>学校の壁を越えた学習</p> <p>遠隔地や海外等との交流授業</p> 
個別学習		
<p>デジタル教材、インターネットなどの活用により、自らの疑問について深く調べること及び自分に合った速度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解又は関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p>		
 <p>個に応じる学習</p> <p>一人一人の習熟の程度に応じた学習</p>	 <p>調査活動</p> <p>インターネットを用いた情報収集、写真、動画等による記録</p>	 <p>思考を深める学習</p> <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>

○各教科ごとの展開例

<p>国語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いを録画し、互いに助言し合う。 ・スピーチを録画し、自分の表現の工夫を見直す。 	<p>生活科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の取組を動画で撮影し提示する。 ・活動でお世話になった方に、ビデオメッセージを作る。 	<p>体育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の動きを写真又は動画で撮影する。 ・集団で活動した後、個の動き及び仲間の連携を画像で振り返る。
<p>社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学において映像を記録する。 ・見学後に教室で、グループごとに集めた画像又は映像を基に話し合う。 	<p>音楽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽を音声及び画面の両方で確認するなど、聴覚及び視覚を統合させた学習をする。 	<p>英語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・録音・録画により、自身の発話を客観的に振り返る。 ・遠隔地又は海外の学校と交流する。
<p>算数・数学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表及びグラフで表現する力を高める。 ・図形を動的に変化させることで、図形についての感覚を豊かにする。 	<p>図画工作、美術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料及び用具の扱いについて、細部が見えるように実演する。 ・映像等で効果的な鑑賞をする。 	<p>総合的な学習の時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報をデジタル化して記録する。 ・発表活動で、音声及び映像の編集、プレゼンテーションソフトを活用する。
<p>理科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験の様子を動画で記録し考察する。 ・情報ネットワークによる情報収集及び探究の目的に合わせたデータ処理。 	<p>技術、家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーションソフトで試行・試作する。 ・サーモカメラで、暑い、寒いなどの体感的なものを可視化する。 	<p>特別の教科 道徳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたりする。

○教員の働き方に応じたICT活用

<p>教員の働き方改革の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業準備の軽減。教材のデジタル化による休み時間等のコピー作業の削減 ・他教員が作成した副教材を参考にすることで、副教材などの作成時間を削減 ・資料等を事前共有することで、会議や打合せの時間を短縮 <p>これらの作業時間を授業研究、自己研鑽、児童・生徒と向き合うための時間に活用することが可能となる。</p>
--------------------	--

図書消毒機概要

1 目的

図書館資料は、不特定多数の市民の間を行き来するため、常日頃から図書には抗菌力のあるフィルムを貼り、職員がクリーナー液で表面の清掃を行っている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書消毒機を導入し、衛生環境を今まで以上に整える。

2 効果

図書を開いた状態でセットし、紫外線を照射することで、ページの中まで殺菌することができる。

また、消臭抗菌剤を循環させて不快な臭いを消臭するとともに、送風によりページの間に挟まった細かいほこり及び毛髪を除去できる。

さらに、一度に複数冊を処理することが可能であり、市民が手軽に利用できることから、感染拡大防止及び心理的不安感を払拭する効果が期待できる。

3 設置場所

本館 1 台、貫井北分室 1 台

4 予算額

図書消毒機 2, 618 千円 (@ 1, 309 千円 × 2 台)

議案第29号

令和2年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

令和2年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

令和2年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,196,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 20,998,904	千円 14,621	千円 21,013,525
	1 国庫負担金	6,599,746	11,195	6,610,941
	2 国庫補助金	14,369,215	3,426	14,372,641
16 都支出金		7,275,144	14,686	7,289,830
	2 都補助金	4,065,819	14,686	4,080,505
19 繰入金		1,078,187	60,000	1,138,187
	1 基金繰入金	1,077,161	60,000	1,137,161
21 諸収入		211,402	8,280	219,682
	5 雑入	160,837	8,280	169,117
歳入合計		57,099,353	97,587	57,196,940

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		4,010,156	6,659	4,016,815
	1 総 務 管 理 費	2,880,437	6,659	2,887,096
3 民 生 費		34,963,003	36,435	34,999,438
	1 社 会 福 祉 費	19,709,856	17,510	19,727,366
	2 児 童 福 祉 費	11,566,432	16,648	11,583,080
	3 生 活 保 護 費	3,653,989	2,277	3,656,266
4 衛 生 費		3,733,571	42,090	3,775,661
	1 保 健 衛 生 費	1,171,431	42,090	1,213,521
7 商 工 費		451,790	2,400	454,190
	1 商 工 費	451,790	2,400	454,190
9 消 防 費		1,516,976	4,421	1,521,397
	1 消 防 費	1,516,976	4,421	1,521,397
10 教 育 費		4,961,836	9,133	4,970,969
	1 教 育 総 務 費	729,904	3,767	733,671
	4 社 会 教 育 費	735,828	1,649	737,477
	5 保 健 体 育 費	945,619	3,717	949,336
13 予 備 費		109,204	△3,551	105,653
	1 予 備 費	109,204	△3,551	105,653
歳 出 合 計		57,099,353	97,587	57,196,940

議案第29号資料1

令和2年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 20,998,904	千円 14,621	千円 21,013,525
	1 国庫負担金	6,599,746	11,195	6,610,941
	2 国庫補助金	14,369,215	3,426	14,372,641
16 都支出金		7,275,144	14,686	7,289,830
	2 都補助金	4,065,819	14,686	4,080,505
19 繰入金		1,078,187	60,000	1,138,187
	1 基金繰入金	1,077,161	60,000	1,137,161
21 諸収入		211,402	8,280	219,682
	5 雑収入	160,837	8,280	169,117
歳入合計		57,099,353	97,587	57,196,940

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,010,156	千円 6,659	千円 4,016,815
	1 総 務 管 理 費	2,880,437	6,659	2,887,096
3 民 生 費		34,963,003	36,435	34,999,438
	1 社 会 福 祉 費	19,709,856	17,510	19,727,366
	2 児 童 福 祉 費	11,566,432	16,648	11,583,080
	3 生 活 保 護 費	3,653,989	2,277	3,656,266
4 衛 生 費		3,733,571	42,090	3,775,661
	1 保 健 衛 生 費	1,171,431	42,090	1,213,521
7 商 工 費		451,790	2,400	454,190
	1 商 工 費	451,790	2,400	454,190
9 消 防 費		1,516,976	4,421	1,521,397
	1 消 防 費	1,516,976	4,421	1,521,397
10 教 育 費		4,961,836	9,133	4,970,969
	1 教 育 総 務 費	729,904	3,767	733,671
	4 社 会 教 育 費	735,828	1,649	737,477
	5 保 健 体 育 費	945,619	3,717	949,336
13 予 備 費		109,204	△3,551	105,653
	1 予 備 費	109,204	△3,551	105,653
歳 出 合 計		57,099,353	97,587	57,196,940

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
10			6,649
10			6,649
18,097			18,338
12,486			5,024
4,473			12,175
1,138			1,139
7,433		3,880	30,777
7,433		3,880	30,777
		2,400	
		2,400	
		2,000	2,421
		2,000	2,421
3,767			5,366
3,767			
			1,649
			3,717
			△3,551
			△3,551
29,307		8,280	60,000

2 歳入

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫負担金	千円 6,597,931	千円 11,195	千円 6,609,126	1 社会福祉費負担金	千円 11,195

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	千円 12,825,642	千円 3,270	千円 12,828,912	1 社会福祉費補助金	千円 1,138
				2 児童福祉費補助金	2,132
3 衛生費国庫補助金	64,687	156	64,843	1 保健衛生費補助金	156

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 2,067,453	千円 3,632	千円 2,071,085	1 社会福祉費補助金	千円 1,291
				2 児童福祉費補助金	2,341

説	明	千円
6 生活困窮者自立支援事業負担金 (生活困窮者自立支援法第15条、生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	11,195

説	明	千円
3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱) 補助率 3/4、1/2	(地域福祉課)	1,138
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	2,132
3 母子保健衛生費補助金 (母子保健衛生費国庫補助金交付要綱) 補助率 1/2	(健康課)	156

説	明	千円
9 高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金 (高齢社会対策区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 1/2、ポイント制	(介護福祉課)	1,291
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 1/2、ポイント制、単価制	(子育て支援課)	209
14 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	2,132

差し替え分

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生費都補助金	千円 73,046	千円 7,277	千円 80,323	1 保健衛生費補助金	千円 7,277
7 教育費都補助金	63,950	3,777	67,727	1 教育費補助金	3,777

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 610,000	千円 60,000	千円 670,000	1 財政調整基金繰入金	千円 60,000

款 21 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑入	千円 146,658	千円 8,280	千円 154,938	1 雑入	千円 8,280

説	明	千円
4 とうきょうママパパ応援事業補助金 (とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(健康課)	7,277
8 副校長補佐配置支援事業補助金 (学校マネジメント強化モデル事業実施要綱) 補助率 10/10	(指導室)	3,777

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財政課)	60,000

説	明	千円
56 自治総合センターコミュニティ助成金	()	8,280
地域安全課	()	2,000
経済課	()	2,400
健康課	()	3,880

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,367,932	0	1,367,932	10		
3 広報広聴費	67,021	561	67,582			
10 市民文化費	308,912	6,098	315,010			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 10				
561				
561	12 委託料	396	1 広報活動に要する経費	(広報秘書課) 561
	13 使用料及び賃借料	165	12 委託料	(396)
			ホームページCDNサービス導入	
			委託料	396
			13 使用料及び賃借料	(165)
			ホームページCDNサービス使用	
			料	165
6,098				
6,098	21 補償補填及び賠償金	6,098	5 芸術文化施策に要する経費	(コミュニティ文) 6,098
			21 補償補填及び賠償金	(6,098)
			市民交流センター指定管理委託損失補償金	6,098

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	901,806	14,927	916,733	11,195		
				11,195		
4 高齢者福祉費	441,953	2,583	444,536	1,291		
				1,291		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,732			
3,732	19 扶助費	14,927	28 生活困窮者自立相談支援 事業に要する経費 (地域福祉課) 14,927
			19 扶助費 (14,927) 住居確保給付金 14,927
1,292			
1,292	18 負担金補助及び交付金	2,583	42 介護職員宿舎借上支援事 業に要する経費 (介護福祉課) 2,583
			18 負担金補助及び交付金 (2,583) 介護職員宿舎借上支援事業補助金 2,583

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,130,502	13,021	6,143,523	4,473		
				209		
				134		
				4,130		
5 学童保育所費	339,518	3,627	343,145			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,548			
209	11 役務費 1 郵便料	5 5	11 育児支援ヘルパー派遣事業に要する経費 (子育て支援課) 418
	12 委託料	6,816	12 委託料 (418) 育児支援ヘルパー派遣委託料 418
69	22 償還金利子及び割引料	6,200	17 養育支援訪問事業に要する経費 (子育て支援課) 203
			12 委託料 (203) 育児支援ヘルパー派遣委託料 203
2,070			18 その他の保育施設助成に要する経費 (保 育 課) 6,200
			11 役 務 費 (5) 郵 便 料 5
6,200			12 委 託 料 (6,195) 病児保育事業運営委託料 6,195
			26 返還金・還付金 () 6,200
			(1) 保育課関係経費 6,200
			22 償還金利子及び割引料 (6,200) 保育所運営費保護者負担金還付金及び還付加算金 6,000 延長保育料還付金及び還付加算金 200
3,627			
348	1 報酬	163	2 学童保育所運営に要する経費 (児童青少年課) 348
	11 役務費 1 郵便料	185 185	1 報 酬 (163) 育成料等返還業務会計年度任用職員報酬 163
	22 償還金利子及び割引料	3,279	11 役 務 費 (185) 郵 便 料 185
3,279			3 返還金・還付金 (児童青少年課) 3,279
			22 償還金利子及び割引料 (3,279) 学童保育育成料還付金 3,110 延長育成料還付金 169

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	193,512	2,277	195,789	1,138		
				1,138		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
1,139			
1,139	12 委託料	2,277	2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) 2,277
			12 委託料 (2,277)
			生活保護システム修正委託料 (日常生活支援住居施設対応分) 2,277

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	750,843	26,581	777,424	7,433		3,880
						3,880
				129		
				27		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
15,268			
701	1 報酬	55	3 小金井市保健センターの 維持管理に要する経費 (健康課) 4,581
	7 報償費	7,271	10 需用費 (698) 修繕料 698
	10 需用費 1 消耗品費 12 10 修繕料 698	710	14 工事請負費 (3,883) 保健センター広場遊具等設置工事
130	11 役務費 1 郵便料	328	4 妊婦健康診査に要する経 費 (健康課) 259
	12 委託料	14,030	10 需用費 (11) 消耗品費 11
	14 工事請負費	3,883	11 役務費 (248) 郵便料 248
2,695	18 負担金補助及び交 付金	304	7 乳幼児及び産婦の健康診 査に要する経費 (健康課) 2,695
			11 役務費 (57) 郵便料 57
			12 委託料 (2,638) 乳児健康診査委託料 (個別) 2,638
5,259			8 1歳6か月児健康診査に 要する経費 (健康課) 5,259
			12 委託料 (5,259) 1歳6か月児健康診査委託料 (個 別) 2,638
			1歳6か月児歯科健康診査委託料 (個別) 2,621
5,624			9 3歳児健康診査に要する 経費 (健康課) 5,624
			12 委託料 (5,624) 3歳児健康診査委託料 (個別) 3,003
			3歳児歯科健康診査委託料 (個別) 2,621
520			21 成人歯科健康診査等に要 する経費 (健康課) 520
			11 役務費 (11) 郵便料 11
			12 委託料 (509) 一般歯科健康診査 (妊婦) 委託料 (個別) 509
28			25 その他保健衛生事業の管 理運営に要する経費 (健康課) 55
			1 報 酬 (55)

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費						
				7,277		
2 感染症予防費	10,157	7,220	17,377			
3 予防接種費	367,094	8,289	375,383			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
304			保健衛生業務会計年度任用職員報酬 55
			26 負担金・補助金 (健康課) 304
			18 負担金補助及び交付金 (304) がん検診費助成金 304
7			31 妊婦面談に要する経費 (健康課) 7,284
			7 報 償 費 (7,271) 出産・子育て応援事業記念品 7,271
			10 需 用 費 (1) 消耗品費 1
			11 役 務 費 (12) 郵便料 12
7,220			
7,220	10 需用費 1 消耗品費	7,013 7,013	2 感染症予防関係に要する 経費 (健康課) 7,220
	17 備品購入費	207	10 需 用 費 (7,013) 消耗品費 7,013 17 備品購入費 (207) 医療機器類 207
8,289			
8,289	19 扶助費	8,289	5 その他予防接種事務に要 する経費 (健康課) 8,289
			19 扶 助 費 (8,289) 里帰り等予防接種費助成金 8,289

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 観 光 費	20,100	2,400	22,500			2,400
						2,400

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	2,400	1 観光振興に要する経費 (経 済 課) 2,400
			18 負担金補助及び交付金 (2,400) 一般コミュニティ助成事業補助金 2,400

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	102,228	1,089	103,317			1,000
						1,000
3 災害対策費	36,867	3,332	40,199			1,000
						1,000

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
89			
89	17 備品購入費	1,089	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) 1,089
			17 備品購入費 (1,089) 消防防災機器類 1,089
2,332			
	10 需用費 1 消耗品費	2,332 2,332	1 災害対策に要する経費 (地域安全課) 1,000
	18 負担金補助及び交付金	1,000	18 負担金補助及び交付金 (1,000) 自主防災組織育成コミュニティ助 成事業補助金 1,000
2,332			3 国民保護対策に要する経 費 (地域安全課) 2,332
			10 需用費 (2,332) 消耗品費 2,332

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	254,107	3,767	257,874	3,767		
				3,767		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	1 報酬	3,366	19 その他教育指導等に要する経費 (指導室) 3,767
	3 職員手当等	401	1 報酬 (3,366) 副校長補佐業務会計年度任用職員報酬 3,366 3 職員手当等 (401)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公民館費	194,685	1,089	195,774			
5 少年自然の家費	43,113	560	43,673			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,089			
1,089	10 需用費 10 修繕料	1,089 1,089	2 公民館維持管理に要する 経費 (公 民 館) 1,089
			10 需用費 (1,089) 修 繕 料 1,089
560			
560	21 補償補填及び賠償 金	560	1 少年自然の家維持管理に 要する経費 (生涯学習課) 560
			21 補償補填及び賠償金 (560) 少年自然の家指定管理委託損失補 償金 560

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 体育施設費	856,884	3,717	860,601			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,717			
2,873	21 補償補填及び賠償金	3,717	2 総合体育館維持管理に要する経費 (生涯学習課) 2,873
			21 補償補填及び賠償金 (2,873) 総合体育館指定管理委託損失補償金 2,873
844			4 栗山公園健康運動センター維持管理に要する経費 (生涯学習課) 844
			21 補償補填及び賠償金 (844) 栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金 844

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	109,204	△ 3,551	105,653			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 3,551		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 1,948	951,672	2,276,810	2,115,023	5,343,505	964,965	6,308,470	
補正前	(4) 1,943	948,088	2,276,810	2,114,622	5,339,520	964,965	6,304,485	
比 較	() 5	3,584		401	3,985		3,985	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	358,415	48,492	60,507	48,416		221,457
	補正前	358,415	48,492	60,507	48,416		221,457
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		14,945	159,206	716,175	487,410	2,115,023
	補正前		14,945	159,206	715,774	487,410	2,114,622
	比 較				401		401

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

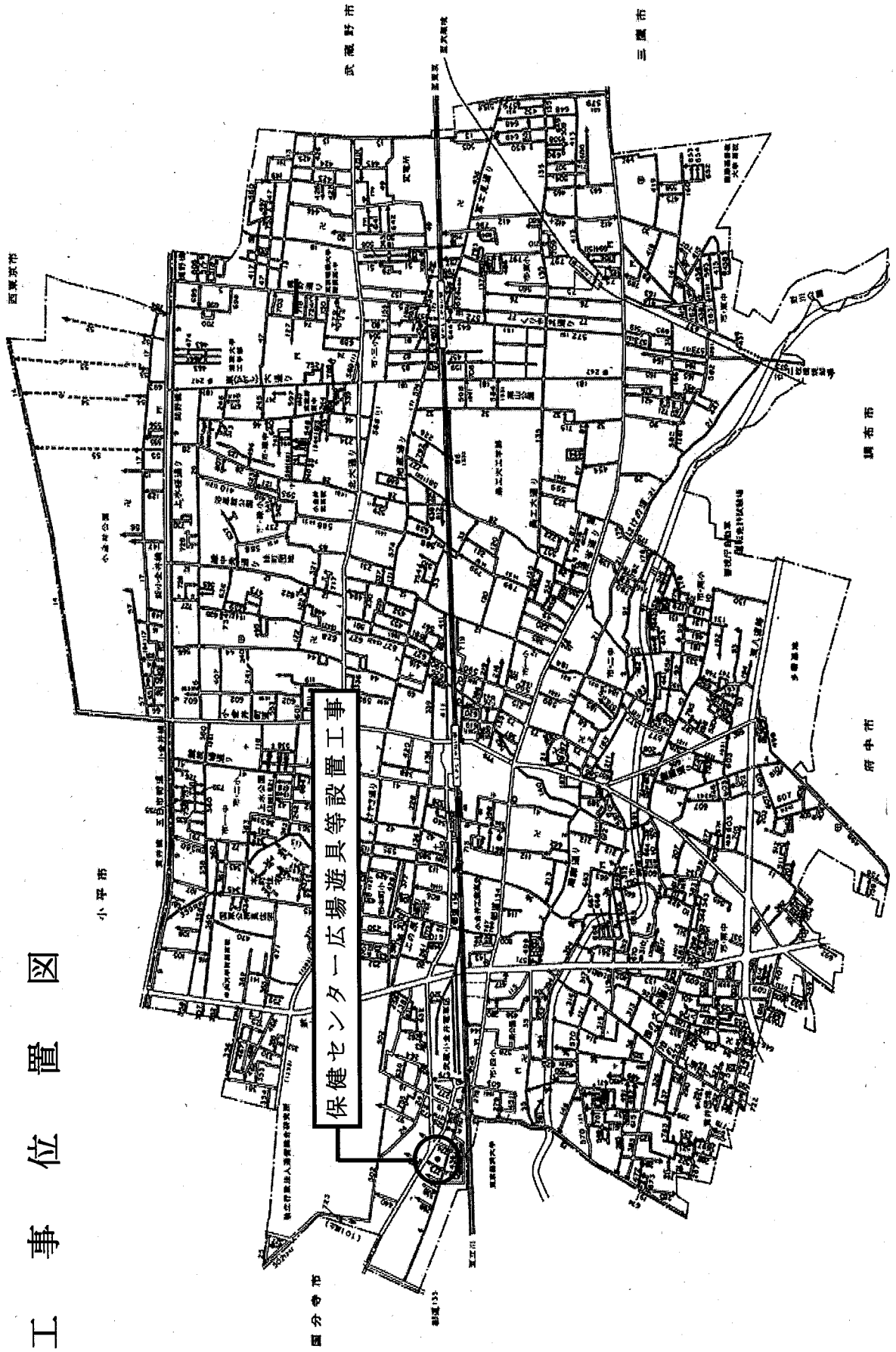
区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	401	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 401 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 401 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	会計年度任用職員分

議案第29号資料2

令和2年度 基金現在高調へ

NO	基金名	令和2年度末現在高(A)	令和2年度算第	予算補正状況		令和2年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
				戻月	正額(C)	
1	財政調整基金	3,613,987	281 281		0 0 0	440,000 230,000 670,000 2,944,268
2	職員退職手当基金	9,417	1 1		0 0 0	115,171 115,171 3,690 753,086
3	庁舎建設基金	2,788,701	276 276		0 0 0	276 276 3,690 753,086
4	地域福祉基金	756,699	77 77		0 0 0	200,000 200,000 3,030
5	環境基金	1,116,540	200,000 122 200,122		0 0 0	300,000 300,000 1,016,662
6	都市再開発整備基金	3,029	1 1		0 0 0	7,298 7,299 3,233 59,917
7	みどり公園基金	2,479	7,298 1 7,299		0 0 0	2,300 2,300 46,000 61,909
8	市営住宅整備基金	58,978	3,233 6 3,239		0 0 0	570 16 586 66
9	教育施設整備基金	107,323	570 16 586		0 0 0	907,161 230,000 1,137,161 7,531,940
10	土地開発基金	65	1 1		0 0 0	
合	計	8,457,218	211,101 782 211,883		0 0 0	

工事位置図



新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

【歳入】

(単位:千円)

担当課	予算科目	説明	補正額
地域福祉課	15・1・1・1・6	生活困窮者自立支援事業負担金	11,195
子育て支援課	15・2・2・2・3	子ども・子育て支援交付金	67
	16・2・2・2・7	子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金	209
	16・2・2・2・14	子ども・子育て支援交付金	67
健康課	15・2・3・1・3	母子保健衛生費補助金	156
	16・2・3・1・4	とうきょうママパパ応援事業補助金	7,277
合計			18,971

【歳出】

(単位:千円)

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額
コミュニティ文化課	2・1・10・5	市民交流センター指定管理委託損失補償金	6,098
地域福祉課	3・1・1・28	住居確保給付金	14,927
子育て支援課	3・2・1・11	育児支援ヘルパー派遣委託料	418
	3・2・1・17	育児支援ヘルパー派遣委託料	203
保育課	3・2・1・26(1)	保育所運営費保護者負担金還付金及び還付加算金	6,000
		延長保育料還付金及び還付加算金	200
児童青少年課	3・2・5・2	育成料等返還業務会計年度任用職員報酬	163
		郵便料(学童保育所運営に要する経費)	185
	3・2・5・3	学童保育育成料還付金	3,110
健康課	4・1・1・4	消耗品費(妊婦健康診査に要する経費)	11
		郵便料(妊婦健康診査に要する経費)	248
	4・1・1・7	郵便料(乳幼児及び産婦の健康診査に要する経費)	57
		乳児健康診査委託料(個別)	2,638
	4・1・1・8	1歳6か月児健康診査委託料(個別)	2,638
		1歳6か月児歯科健康診査委託料(個別)	2,621
	4・1・1・9	3歳児健康診査委託料(個別)	3,003
		3歳児歯科健康診査委託料(個別)	2,621
	4・1・1・21	郵便料(成人歯科健康診査等に要する経費)	11
		一般歯科健康診査(妊婦)委託料(個別)	509
	4・1・1・25	保健衛生業務会計年度任用職員報酬	55
	4・1・1・31	出産・子育て応援事業記念品	7,271
		消耗品費(妊婦面談に要する経費)	1
郵便料(妊婦面談に要する経費)		12	
4・1・2・2	消耗品費(感染症予防関係に要する経費)	7,013	
	医療機器類(非接触式体温計)	207	
4・1・3・5	里帰り等予防接種費助成金	8,289	
地域安全課	9・1・3・3	消耗品費(国民保護対策に要する経費)	2,332
生涯学習課	10・4・5・1	少年自然の家指定管理委託損失補償金	560
	10・5・2・2	総合体育館指定管理委託損失補償金	2,873
	10・5・2・4	栗山公園健康運動センター指定管理委託損失補償金	844
合計			75,287

議案第30号

令和2年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第1回)

令和2年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

令和2年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,915,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 都 支 出 金		千円 6,269,733	千円 3,500	千円 6,273,233
	1 都 補 助 金	6,269,733	3,500	6,273,233
歳 入 合 計		9,912,268	3,500	9,915,768

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 6,093,828	千円 3,500	千円 6,097,328
	7 傷 病 手 当 金	0	3,500	3,500
歳 出 合 計		9,912,268	3,500	9,915,768

議案第30号資料1

令和2年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4都支出金		千円 6,269,733	千円 3,500	千円 6,273,233
	1都補助金	6,269,733	3,500	6,273,233
歳入合計		9,912,268	3,500	9,915,768

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		千円 6,093,828	千円 3,500	千円 6,097,328
	7 傷 病 手 当 金	0	3,500	3,500
歳 出 合 計		9,912,268	3,500	9,915,768

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 3,500	千円	千円	千円
3,500			
3,500			

2 歳 入

款 4 都 支 出 金

項 1 都 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 保険給付費 等交付金	千円 6,175,639	千円 3,500	千円 6,179,139	2 特別交付金	千円 3,500

説	明
2 特別調整交付金（市町村分） （国民健康保険法第75条の2）	千円 （保険年金課） 3,500

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 7 傷病手当金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 傷病手当金	0	3,500	3,500	3,500		
				3,500		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	3,500	1 傷病手当金に要する経費 (保険年金課) 3,500
			18 負担金補助及び交付金 (3,500) 傷病手当金 3,500

傷病手当金の制度概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の国内での更なる感染拡大を防止するため、労働者が感染等した場合に休みやすい環境を整備することを目的とする。

2 背景

国民健康保険制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例を制定して行うことができることとされている。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金については、国内での更なる感染拡大をできる限り防止するため、国の補助制度が創設されたことを受けて実施するものである。

3 対象者

次の全てを満たす者

- (1) 小金井市国民健康保険被保険者のうち給与等の支払を受けている者
- (2) 令和2年1月1日から9月30日以後の規則で定める日までに新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり同感染症の感染が疑われる者
- (3) 療養のため労務に服することができない者

4 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（最長1年6か月）

5 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整し、又は支給

しない場合がある。

6 支給対象者

30人（概算）

7 支給時期

令和2年6月中旬以降順次

8 予算概要

事業費（給付金） 3,500千円

議案第31号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員（識見を有する者）の選任に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

監査委員重永邦敏が令和2年7月27日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員に、次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 重永 邦敏

年 齢 69歳

職 業 税理士

議案第31号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 しげ なが くに とし
重 永 邦 敏

年 齢 69歳

職 業 税理士

学 歴

昭和51年3月 神奈川大学第二法学部法律学科卒業

職 歴

昭和44年 4月 国税庁東京国税局に入庁
昭和45年 5月 国税庁東京国税局横浜中税務署
昭和48年 7月 国税庁東京国税局神奈川税務署
昭和52年 7月 国税庁東京国税局雪谷税務署
昭和53年 7月 国税庁東京国税局雪谷税務署 国税調査官
昭和56年 7月 国税庁東京国税局世田谷税務署 国税調査官
昭和60年 7月 国税庁東京国税局麴町税務署 国税調査官
昭和63年 1月 国税庁東京国税局麴町税務署 上席国税調査官
昭和63年 7月 国税庁東京国税局武蔵府中税務署 上席国税調査官
平成 2年 7月 国税庁東京国税局新宿税務署 上席国税調査官
平成 4年 7月 国税庁東京国税局立川税務署 上席国税調査官
平成 6年12月 同庁を退職

平成 7年 5月 税理士事務所開設
平成16年 7月 小金井市監査委員となり、現在に至る。

そ の 他

平成 7年 5月 税理士の資格取得

賞 罰

平成29年 8月 監査事務功労者総務大臣表彰
平成29年10月 東京都功労者表彰（地域活動功労）

議案第32号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 井寺 喜香

年 齢 48歳

職 業 自営業

議案第32号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 いでら よしか
井寺 喜香

年 齢 48歳

職 業 自営業

学 歴

平成 6年3月 上越教育大学学校教育学部卒業

平成 7年3月 勤労青少年指導者育成大学講座修了

職 歴

平成 7年4月 日本障害者雇用促進協会入職

平成 9年7月 同協会退職

平成 9年9月 有限会社佐奈井入社

平成14年3月 同社退社

平成26年4月 株式会社サーブ入社

平成27年3月 同社退社

平成27年10月 NPO法人カッセKOGANEI入職

平成29年3月 同法人カッセKOGANEI退職

平成29年5月 てのひらストア 交流拠点「otete」を開業し、現在に至る。

平成29年7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成 2 9 年 4 月 佐那河内村地域おこし支援員

賞 罰

な し

議案第33号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大久保 勝盛

年 齢 41歳

職 業 農業、自営業

議案第33号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市
氏 名 おおくぼ かつもり
大久保 勝盛
年 齢 41歳
職 業 農業、自営業

学 歴

平成12年3月 東京農業大学農学部卒業

職 歴

平成12年4月 大久保園就農

そ の 他

平成16年2月 小金井市植木組合若葉会入会
平成16年4月 JA東京むさし小金井地区青壮年部入部
平成26年1月 小金井青年会議所理事長
平成30年6月 小金井観光まちおこし協会理事
平成31年4月 JA東京むさし小金井地区青壮年部長

賞 罰

な し

議案第34号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大澤 一浩

年 齢 61歳

職 業 農業、自営業

議案第34号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 おおさわ かずひろ
大澤 一浩

年 齢 61歳

職 業 農業、自営業

学 歴

昭和57年3月 日本大学文理学部卒業

職 歴

昭和57年4月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社入社
平成22年6月 同社退社
平成22年7月 就農(果樹生産)
平成22年7月 自営業

そ の 他

平成26年4月 JA東京むさし小金井地区貫井坂下支部役員となり、平成28年
3月まで在任
平成27年3月 JA東京むさし小金井地区生産組合地区委員

賞 罰

な し

議案第35号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大堀 金義

年 齢 69歳

職 業 農業

議案第35号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 おおほり 大堀 かねよし 金義

年 齢 69歳

職 業 農業

学 歴

昭和49年3月 國學院大學文学部卒業

職 歴

昭和53年4月 東京都立高等学校教諭となり、平成24年3月まで在任

平成24年 就農(野菜、果樹生産農家)

平成29年7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成25年4月 JA東京むさし小金井地区関野町支部長となり、平成27年3月
まで在任

賞 罰

な し

議案第36号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 鴨下 重雄

年 齢 67歳

職 業 農業

議案第36号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 かもした しげお
鴨下 重雄

年 齢 67歳

職 業 農業

学 歴

昭和52年 3月 横浜商科大学商学部卒業

職 歴

平成13年 3月 就農

そ の 他

平成19年 4月 JA東京むさし小金井地区前原町支部長となり、平成21年3月まで在任

平成27年 4月 JA東京むさし小金井地区前原町支部長となり、平成29年3月まで在任

賞 罰

な し

議案第37号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 鴨下 輝秋

年 齢 62歳

職 業 農業

議案第37号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 かもした 嶋下 てるあき 輝秋

年 齢 62歳

職 業 農業

学 歴

昭和56年3月 法政大学経済学部卒業

職 歴

昭和56年4月 株式会社日本能力開発センター入社

昭和57年3月 同社退社

昭和57年4月 株式会社久が原学院入社

平成5年3月 同社退社

平成5年4月 株式会社サン・ツール・トゥリー (駒場ゼミナール) 入社

平成9年3月 同社退社

平成9年4月 就農

平成20年7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成19年4月 JA東京むさし小金井地区緑町支部長となり、平成21年3月まで在任

平成21年6月 小金井市長期計画審議会委員となり、平成22年6月まで在任

平成27年1月 小金井市農産物生産組合監査

賞 罰

な し

議案第38号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 岸野 有次

年 齢 67歳

職 業 農業

議案第38号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 きしの岸野 ゆうじ有次

年 齢 67歳

職 業 農業

学 歴

昭和51年3月 明治大学政治経済学部卒業

職 歴

昭和51年4月 小金井市農業協同組合入職

平成25年3月 東京むさし農業協同組合退職

平成25年4月 就農(野菜生産農家)

平成29年7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成26年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区坂上南支部長となり、平成27年3月まで在任

平成27年1月 統計調査員

令和 2年1月 統計調査員

賞

罰

な

し

議案第39号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 阪本 啓一

年 齢 59歳

職 業 農業

議案第39号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 さかもと けいいち
阪本 啓一

年 齢 59歳

職 業 農業

学 歴

昭和54年3月 東京都立東村山高等学校卒業

職 歴

昭和55年4月 就農

そ の 他

平成31年1月 GAP認証取得

賞 罰

な し

議案第40号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高杉 隆行

年 齢 70歳

職 業 農業

議案第40号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかすぎ たかゆき
高杉 隆行

年 齢 70歳

職 業 農業

学 歴

昭和47年3月 亜細亜大学経済学部卒業

職 歴

平成 3年1月 就農(野菜生産農家)

平成29年7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成15年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区梶野町支部長となり、平成17年3月まで在任

平成21年1月 小金井市農産物生産組合長となり、平成22年12月まで在任

平成23年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区梶野町支部長となり、平成25年3月まで在任

平成23年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区支部長会長となり、平成25年3月まで在任

平成23年4月 東京むさし農業協同組合5市支部長会長となり、平成25年3月

まで在任

平成27年8月 小金井市産業振興プラン策定委員会委員となり、平成28年3月

まで在任

賞

罰

なし

議案第41号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高橋 金一

年 齢 59歳

職 業 農業

議案第41号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかはし きんいち
高橋 金一

年 齢 59歳

職 業 農業

学 歴

昭和60年3月 玉川大学農学部卒業

職 歴

昭和60年4月 就農(野菜、植木、果樹生産農家)

そ の 他

平成20年7月 小金井市農業委員会委員となり、平成23年7月まで在任

平成23年7月 小金井市農業委員会会長職務代理となり、平成26年7月まで在任

平成26年7月 小金井市農業委員会会長となり、平成29年7月まで在任

平成29年7月 小金井市農業委員会会長となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第42号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高橋 博

年 齢 71歳

職 業 農業

議案第42号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかはし ひろし
高橋 博

年 齢 71歳

職 業 農業

学 歴

昭和48年3月 東京理科大学第二理学部卒業

職 歴

昭和44年4月 最高裁判所入所

平成22年3月 東京地方裁判所退職

平成22年4月 就農

そ の 他

平成26年1月 小金井市果樹組合組合長となり、令和元年12月まで在任

賞 罰

な し

議案第43号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高橋 正弘

年 齢 62歳

職 業 農業

議案第43号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかはし まさひろ
高橋 正弘

年 齢 62歳

職 業 農業

学 歴

昭和51年3月 大成高等学校卒業

職 歴

昭和52年4月 就農

そ の 他

平成31年2月 小金井市植木組合副組合長

令和2年6月 JA東京むさし非常勤役員候補

賞 罰

な し

議案第44号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 松嶋 あおい

年 齢 55歳

職 業 無職

議案第44号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ^{まつしま}松嶋 あおい

年 齢 55歳

職 業 無職

学 歴

昭和60年3月 桐朋学園短期大学日本文化専攻卒業

職 歴

昭和62年 4月 株式会社ソニー・オートプロダクツ入社

平成 元年 7月 同社退社

平成 元年 9月 石原法律事務所入所(秘書)

平成27年 8月 同所退所

平成29年 7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成23年 9月 小金井市食育ホームページ編集委員

平成25年12月 小金井江戸の農家みちの会副代表

平成26年 2月 小金井市食育推進会議委員となり、令和2年1月まで在任

平成26年 6月 江戸東京野菜コンシェルジュ協会理事

平成27年10月 都市農地センター「都市農地活用保全アドバイザー」に就任し、

現在に至る。

令和元年 6月 小金井市長期計画審議会委員

賞

罰

な

し

議案第45号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 渡邊 雅毅

年 齢 48歳

職 業 農業、自営業

議案第45号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市
氏 名 わたなべ 渡邊 まさき 雅毅
年 齢 48歳
職 業 農業、自営業

学 歴

平成7年3月 杏林大学社会科学部卒業

職 歴

平成13年4月 就農 (主にキウイフルーツ)
平成15年4月 さくらエナジー株式会社開業

そ の 他

令和2年2月 果樹組合副組合長

賞 罰

な し

議案第46号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第19条中「第12項まで」を「第11項まで」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

第29条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第92条の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第92条の2 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第93条第1項中「又は」を「もしくは」に改め、「規定により」の次に「、又は現所有者が前条の規定により」を加える。

第111条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第111条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

付則第6条第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付

割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第7条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第16条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第18条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条もしくは第62条」を加える。

付則第18条の2第9項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

付則第39条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第40条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第58条 第6条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第11条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第12条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第13条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第17条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第17条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第51条第10項から第12項まで」を「第51条第9

項から第16項まで」に改める。

第17条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第51条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人が、電気通信回線」を「第9項の内国法人が、電気通信回線」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の内国法人が、当該」を「第9項の内国法人が、当該」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項の規定の適用を受けている」を「第12項の規定の適用を受けている」に、「第10項」を「第9項」に、「第13項の規定の適

用を受ける」を「第12項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段の規定の」を「第12項前段の規定の」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第13項前段の期間内」を「第12項前段の期間内」に、「第10項」を「第9項」に、「第13項前段の規定は」を「第12項前段の規定は」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段の規定の」を「第12項後段の規定の」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に、「第13項後段の期間内」を「第12項後段の期間内」に、「第10項」を「第9項」に、「第13項後段の規定は」を「第12項後段の規定は」に改め、同項を同条第16項とする。

第52条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第54条第4項から第6項までを削る。

第111条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第6条第2項中「及び第4項」を削る。

付則第18条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条もしくは第62条を」を「第63条もしくは第64条」に改める。

付則第18条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

付則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第59条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指

定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第60条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第111条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中小金井市市税条例第14条第1項第2号、第19条及び第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第6条、第7条第1項、第18条の2第9項、第39条第1項及び第40条第3項の改正規定並びに第2条中小金井市市税条例付則第18条及び第18条の2並びに付則に2条を加える改正規定並びに次条、付則第3条及び第5条第1項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中小金井市市税条例第111条第2項ただし書の改正規定及び付則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)付則第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第19条及び第29条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例付則第18条の2第9項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第92条の2及び第93条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に、新条例第92条の2に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第35号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

付則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(小金井市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 小金井市市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第10号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

第11条 小金井市市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第16号)の一部を次のように改正する。

付則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

付則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

付則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第13条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第10号）の一部を次のように改める。

付則第2条及び第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 第1条による改正内容

- (1) 非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加える。（市民税関係。法第295条第1項、条例第14条）
- (2) 所得控除について、ひとり親控除を追加し、寡婦（寡夫）控除に関する所要の措置に係る規定の整備を行う。（市民税関係。法第314条の2、条例第19条）
- (3) 所有者不明土地等に係る固定資産税について、使用者を所有者とみなし、その者に固定資産税を課することができるものとする等との措置に係る規定の整備を行う。（固定資産税関係。法第343条第4項及び第5項、条例第92条の2、第93条第1項）
- (4) 葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。（市たばこ税関係。法第467条第2項、条例第111条第2項）
- (5) 延滞金の割合等の見直しに係る規定の整備を行う。（法人市民税関係。法附則第3条の2、条例付則第6条及び第7条第1項）
- (6) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長する。（市民税関係。法附則第29条の8の2、条例付則第16条の2）
- (7) 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準を軽減する特例制度の新設に伴う規定の整備を行う。（固定資産税関係。法附則第61条、条例付則第18条）
- (8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の

特例措置について、出力が5,000KW以上の水力発電設備に係る課税標準をその価格に4分の3を乗じて得た額とする。(固定資産税関係。法附則第15条第30項第2号ハ、条例付則第18条の2第9項)

- (9) 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構造物に対する固定資産税の特例措置として、課税標準をその価格に零を乗じて得た額とする。(固定資産税関係。法附則第62条、条例付則第18条の2第17項)
- (10) 個人が低未利用地の一定の譲渡を行った場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとする。(市民税関係。法附則第34条第4項、条例付則第39条)
- (11) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度の新設に伴う規定の整備を行う。(賦課徴収関係。法附則第59条第3項、条例付則第58条)
- (12) その他所要の規定の整備を行う。

3 第2条による改正内容

- (1) 法人税法(昭和40年法律第34号)における連結納税の廃止により、通算法人ごとに申告納付をすることとするに伴い規定の整備を行う。(法人市民税関係。法第312条第1項及び第4項、第321条の8第65項、第327条の12第3項、条例第17条第3項、第51条第17項、第52条第3項)
- (2) 法人税法における通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすること(個別帰属法人税額の廃止)に伴う規定を削除する。(法人市民税関係。法第321条の8、条例第51条第9項、第54条)
- (3) 葉巻たばこの課税方式について、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。(市たばこ税関係。法第467条第2項、条例第111条第2項)
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例制度の新設に伴う規定の整備を行う。(市民税関係。法附則第60条第3項及び第4項、条例付則第59条)
- (5) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例制度の新設に伴う規定の整備を行う。(市民税関係。法附則第61条第2項、条例付則第60条)
- (6) その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる規定は、当該(1)から(4)までに定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第111条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに5(4)アの規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中小金井市市税条例第14条第1項第2号、第19条及び第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第6条、第7条第1項、第18条の2第9項、第39条第1項及び第40条第3項の改正規定並びに第2条中小金井市市税条例付則第18条及び第18条の2並びに付則に2条を加える改正規定並びに5(1)、(2)ア及びイ並びに(3)アの規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中小金井市市税条例第111条第2項ただし書の改正規定及び5(4)イの規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）並びに5(2)ウ及びエの規定 令和4年4月1日（付則第1条）

5 経過措置

(1) 延滞金に関する経過措置

第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第6条の2の規定は、5(2)に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。（付則第2条）

(2) 市民税に関する経過措置

ア 新条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第19条及び第29条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。（付則第3条第1項）

イ 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限

る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)とする。(付則第3条第2項)

ウ 4(4)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、4(4)に掲げる規定の施行の日(以下ウ及びエにおいて「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下ウ及びエにおいて「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(エにおいて「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。エにおいて同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。(付則第4条第1項)

エ 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下エにおいて同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。(付則第4条第2項)

(3) 固定資産税に関する経過措置

ア 新条例付則第18条の2第9項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。(付則第5条第1項)

イ 新条例第92条の2及び第93条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に、新条例第92条の2に規定する現所有者であることを知った者について適用する。(付則第5条第2項)

(4) 市たばこ税に関する経過措置

ア 4(1)に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。(付則第6条)

イ 4(3)に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。(付則第7条)

6 付則による改正内容

元号改正に伴う規定の整備を行う。(付則第8条から第13条まで)

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者)は、第55条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 省略 (所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけ</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者)は、第55条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 省略 (所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけ</p>	<p>非課税措置の対象から寡夫を除き、ひとり親を追加</p> <p>所得控除について、ひとり親控除の追加及び規定の整備</p>
<p>第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけ</p>	<p>第29条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけ</p>	

ればならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除、同条第4条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 } 省略
8

(現所有者の申告)

第92条の2 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることが知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定

ればならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除、同条第4条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 } 省略
8

法改正に伴う
土地又は家屋
を現に所有し
ている者に係
る規定の追加

法改正に伴う
規定の整備

する個人との関係)

② 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

③ その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項(固定資産に係る不申告に関する過料)

第93条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第91条もしくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 省略
- 3 省略

(たばこ税の課税標準)

第111条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

省略

3 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第93条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第91条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 省略
- 3 省略

(たばこ税の課税標準)

第111条 省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

省略

3 省略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお

法改正に伴う
土地又は家屋
を現に所有し
ている者に係
る規定の整備

軽量の葉巻た
ばこに係る紙
巻たばこの本
数への換算方
法に係る段階
的な見直し

規定の整備

重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第109条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 } 省略
~ }
10 }

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第6条 当分の間、第11条、第37条第2項、第51条第5項、第52条第2項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項(第136条において準用する場合を含む。)及び第130条第2項(第136条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年に

ける計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第109条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 } 省略
~ }
10 }

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第6条 当分の間、第11条、第37条第2項、第51条第5項、第52条第2項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項(第136条において準用する場合を含む。)及び第130条第2項(第136条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と

法改正に伴う
規定の整備

おける当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第7条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の2第4項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第7条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の2第4項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第54条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

法改正に伴う
規定の整備

2 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用

する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第16条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたと行われたときに限り、第98条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(読替規定)

第18条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条もしくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 } 省略
 8 }

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 } 省略
 16 }

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第16条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたとに限り、第98条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(読替規定)

第18条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 省略

2 } 省略
 8 }

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 } 省略
 16 }

法改正に伴う課税標準の特

軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限の延長

法改正に伴う規定の整備

法改正に伴う課税標準の特例措置として市町村の条例で定める割合の変更

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第39条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第35条第1項、第36条の2第1項、第37条の3第1項又は第38条の規定に該当する場合)は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 省略
- 3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 省略

- 2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第38条の4まで、第39条から第41条の3まで、第42条の2、第43条の5、第44条、第45条の4から第47条の6まで、第48条の8又は第49条の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のた

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第39条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第35条第1項、第36条の2第1項、第37条の3第1項、第38条の規定に該当する場合)は、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 省略
- 3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 省略

- 2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第38条の4まで、第39条から第41条の3まで、第42条の2、第43条の5、第44条、第45条の4から第47条の6まで、第48条の8又は第49条の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のた

同上

法改正に伴う
規定の整備

めの譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)
 第58条 第6条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

めの譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る規定の追加

小金井市市税条例 (第2条関係)

備考	第1条による改正後条例	改正条例
<p>法改正に伴う規定の整備</p> <p>規定の整備</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第34条、第40条、第41条もしくは第44条(第61条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(第49条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第2項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第60条、第82条、第99条の5第1項、第102条第2項、第115条第1項もしくは第2項、第119条第2項又は第128条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第34条、第40条、第41条もしくは第44条(第61条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(第49条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第60条、第82条、第99条の5第1項、第102条第2項、第115条第1項もしくは第2項、第119条第2項又は第128条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p>

(1) } 省略
(3)

(4) 法第601条第3項もしくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第12条 前条、第37条第2項、第51条第5項、第52条第2項、第54条第1項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項及び第130条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第13条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第17条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社

(1) } 省略
(3)

(4) 法第601条第3項もしくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第12条 前条、第37条第2項、第51条第5項、第52条第2項、第54条第1項及び第4項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項並びに第130条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第13条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号に

規定の整備

法改正に伴う
規定の整備

同上

同上

同上

団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同量において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第51条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第17条 省略

2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分		税率
1	次に掲げる法人	省略
ア	} 省略	<p>才 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業員数の合計数」という。)</p>
イ		
エ		

において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第51条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第17条 省略

2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分		税率
1	次に掲げる法人	省略
ア	} 省略	<p>才 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業員数の合計数」という。)</p>
イ		
エ		

法改正に伴う
規定の整備

が50人以下のもの 省略	
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間もしくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、ときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>
<p>4 省略 (法人の市民税の申告納付) 第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第21条の8第36項及び第12条の2に規定するところにより、控除すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項</p>	<p>4 省略 (法人の市民税の申告納付) 第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10</p>

が50人以下のもの 省略	
	<p>法人税法における連結納税の廃止に伴う規定の整備</p>
	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第21条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金

項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、

法改正に伴う
規定の整備

同上

同上

の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 省略

延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 省略

9 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合

法改正に伴う
規定の整備

通算法人にお
ける個別帰属
法人税額の廃

には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第54条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができ。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 省略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 省略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1.2 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1.3 省略

1.4 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1.5 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1.6 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項もしくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人

1.3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1.4 省略

1.5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1.6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1.7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告

項の繰上げ及び法改正に伴う規定の整備

項の繰上げ

項の繰上げ及び法改正に伴う規定の整備

同上

項の繰上げ及び法人税法における連結納税の廃止に伴う規定の整備

が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第52条 省略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定がされたことによる更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第52条 省略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定がされたこと)同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更

同上

正もしくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 省略
- (2) 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

- 第54条 省略
- 2 省略
- 3 省略

4 法人税法第81条の2第2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 省略
- (2) 省略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

- 第54条 省略
- 2 省略
- 3 省略

通算法人における個別帰属法人税額の廃止に伴う規定の削除

した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことと予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第54条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第54条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第52条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第54条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第111条 省略

通算法人における個別帰属法人税額の廃止に伴う規定の削除

同上

(たばこ税の課税標準)

第111条 省略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本あたりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

	省略
--	----

3 } 省略
 10 }

付 則

（延滞金の割合等の特例）

第6条 省略
 2 当分の間、第54条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

（読替規定）

第18条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条もしくは第64条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本あたりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

	省略
--	----

3 } 省略
 10 }

付 則

（延滞金の割合等の特例）

第6条 省略
 2 当分の間、第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合が年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

（読替規定）

第18条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条もしくは第62条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法に係る段階的な見直し

法改正に伴う規定の整備

第18条の2 省略

2 }
省略
16

17 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第59条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法附則第60条第7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第60条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第18条の2 省略

2 }
省略
16

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

法改正に伴う規定の整備
新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例に係る規定の追加

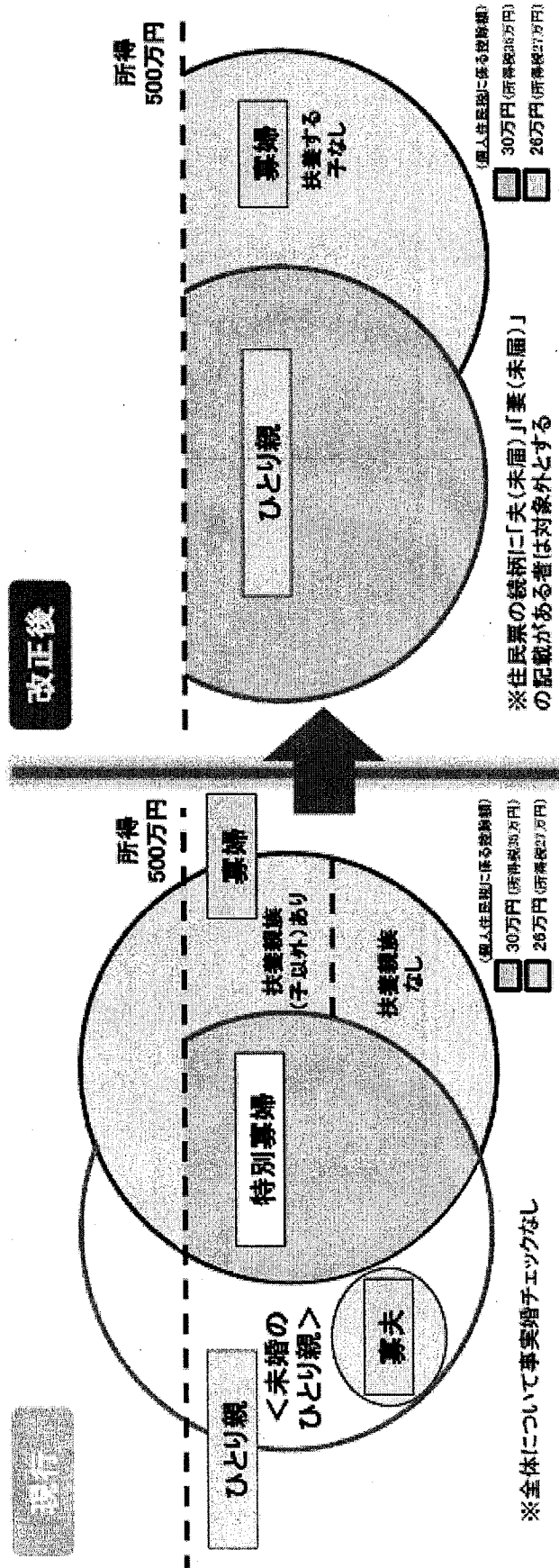
新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に係る規定の追加

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(案) (令和3年度分以後の個人住民税について適用)

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

1. 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
2. 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定

※ 所得500万円(年収678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。
 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。



(参考)改正前後の所得控除額

現行

〔表中の数字は個人住民税に係る
所得控除の額(万円)〕

改正後

寡婦(寡夫)控除

配偶関係	死別		離別
	～500万	500万～	
本人所得	30	26	26
扶養親族	子	26	26
	子以外	26	26
無	26	—	—

本人が女性

配偶関係	死別		離別
	～500万	500万～	
本人所得	26	—	—
扶養親族	子	—	26
	子以外	—	—
無	—	—	—

本人が男性

配偶関係	死別		離別	未婚のひとり親 ～500万円
	～500万	500万～		
本人所得	30	—	—	30
扶養親族	子	—	30	—
	子以外	—	26	—
無	26	—	—	—

寡婦控除

ひとり親控除

配偶関係	死別		離別	未婚のひとり親 ～500万円
	～500万	500万～		
本人所得	30	—	—	30
扶養親族	子	—	30	—
	子以外	—	—	—
無	—	—	—	—

※合計所得金額500万円＝年収878万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

出典：令和2年1月 全国都道府県市町村税担当課長会議資料

議案第47号

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を別紙のように改正する。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行
に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」を「指定都市もしくは同法第252条の22第1項
の中核市」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号資料

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(職員) 第10条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 ? } (10) }</p> <p>4 省略 5 省略</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(職員) 第10条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 ? } (10) }</p> <p>4 省略 5 省略</p>	<p>研修を行う者の追加</p>

議案第48号

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、小金井市学童保育所への登所自粛を要請した期間の育成料及び延長育成料の額を、登所日数に応じ減額する措置を講ずるため、本案を提出するものであります。

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例（昭和47年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「経済的理由により納入が困難で」を「経済的困難その他特別の理由が」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和2年3月分以後の育成料及び延長育成料について適用する。

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育成料及び延長育成料の徴収並びに減額及び免除) 第10条 育成料及び延長育成料は、保護者から徴収する。 ただし、市長が<u>経済的困難</u>その他<u>特別の理由</u>があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和2年3月分以後の育成料及び延長育成料について適用する。</p>	<p>(育成料及び延長育成料の徴収並びに減額及び免除) 第10条 育成料及び延長育成料は、保護者から徴収する。 ただし、市長が<u>経済的理由</u>により納入が困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>	<p>減免の要件に特別の理由を追加</p>

議案第48号資料2

小金井市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市学童保育所条例施行規則（昭和59年規則第5号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の5項を加える。

（登所自粛期間における育成料及び延長育成料の減額の特例）

- 2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大防止のため、市が学童保育所への登所の自粛を要請した期間の育成料等の額は、当該期間のうち1月の登所日数に応じて、日割計算により算出した額に減額する。
- 3 育成料の日割計算は、1月の育成料の額を25で除した額に登所日数を乗ずるものとし、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることにより行う。
- 4 延長育成料の日割計算は、1月の延長育成料の額を25で除した額に利用日数（延長保育の利用の有無にかかわらず、前項の登所日数とする。）を乗ずるものとし、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることにより行う。
- 5 第2項の規定により育成料等の減額を受けようとする者については、第8条第2項の規定は適用しない。
- 6 第2項の規定により育成料等の減額を受けようとする者に対する第8条第3項の規定の適用については、同項中「前項の申請があつたときは、速やかにその可否を決定し」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大防止のため、学童保育所への登所を自粛した期間がある場合においては」と、「申請者」とあるのは「保護者」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の付則第2項から第6項までの規定は、令和2年3月1日から適用する。

小金井市児童保育所条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>付 則 (施行期日)</p>	<p>付 則 この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>見出しの追加 登所自粛期間における育成料等の減額の追加 の追加工算の追加 算定の追加工算の追加 減額の追加 申請の簡素化 規定の整備</p>
<p>1 <u>この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。</u> <u>(登所自粛期間における育成料及び延長育成料の減額の特例)</u></p>		
<p>2 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の感染拡大防止のため、市が児童保育所への登所の自粛を要請した期間の育成料等の額は、当該期間のうち 1 月の登所日数に応じて、日割計算により算出した額に減額する。</u></p>		
<p>3 <u>育成料の日割計算は、1 月の育成料の額を 25 で除した額に登所日数を乗ずるものとし、算出した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることにより行う。</u></p>		
<p>4 <u>延長育成料の日割計算は、1 月の延長育成料の額を 25 で除した額に利用日数(延長保育の利用の有無にかかわらず、前項の登所日数とする。)を乗ずるものとし、算出した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることにより行う。</u></p>		
<p>5 <u>第 2 項の規定により育成料等の減額を受けようとする者については、第 8 条第 2 項の規定は適用しない。</u></p>		
<p>6 <u>第 2 項の規定により育成料等の減額を受けようとする者に対する第 8 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前項の申請があつたときは、速やかにその可否を決定し」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(新型インフ</u></p>		

ルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大防止のため、学童保育所への登所を自粛した期間がある場合においては」と、「申請者」とあるのは「保護者」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の付則第2項から第6項までの規定は、令和2年3月1日から適用する。

議案第49号

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給することから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、付則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。

ただし、その受けることができる給与等の額が、付則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 8 前項の規定により市が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。

議案第49号資料

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 省略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができないうち期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>見出しの追加</p> <p>同上</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金に係る規定の新設</p>

- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとす。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上100円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとす。）とす。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けられることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けられることができる給与等の額が、付則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けられることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けると

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金に係る規定の新設

同上

傷病手当金と給与等との調整に係る規定の新設

同上

とができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

8 前項の規定により市が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。

傷病手当金と
給与等との調
整に係る規定
の新設

令和2年 第2回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

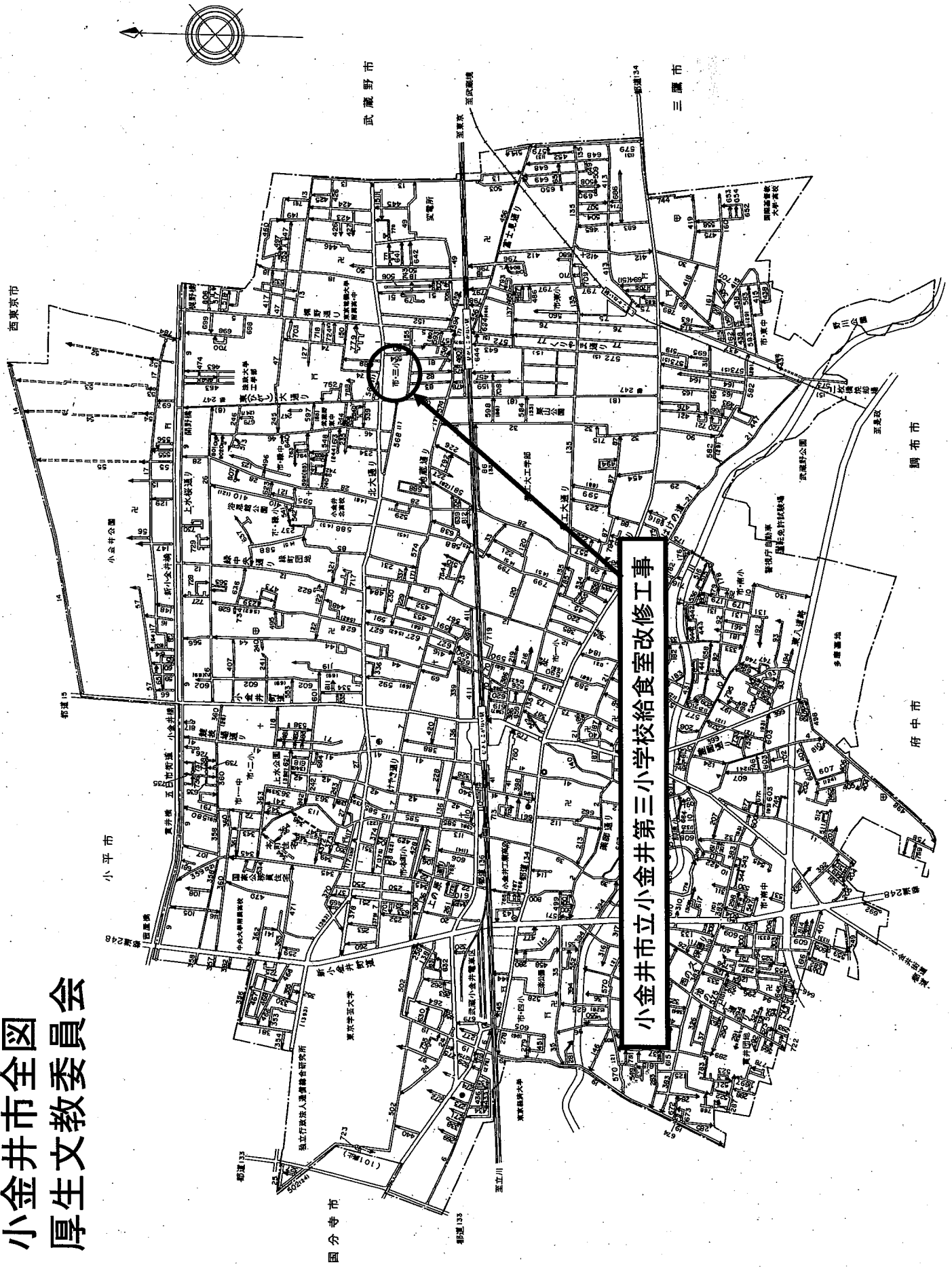
令和2年 2月 1日から
令和2年 4月 30日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約業者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	1078-0	令和2年 4月28日	小金井市立小金井第三小学校給食室改修工事 (株)須藤工務店	94,600,000	令和2年 4月30日から 令和2年 10月12日まで	工事概要 ・建築工事(床、壁、天井等改修) ・給排水衛生設備工事(給排水管・空調・手洗い等改修) ・電気設備工事(照明等改修) ・ガス設備工事(ガス管改修)	指名競争 入札10 者	5

進捗率は、令和2年5月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



小金井市立小金井第三小学校給食室改修工事

令和2年 第2回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

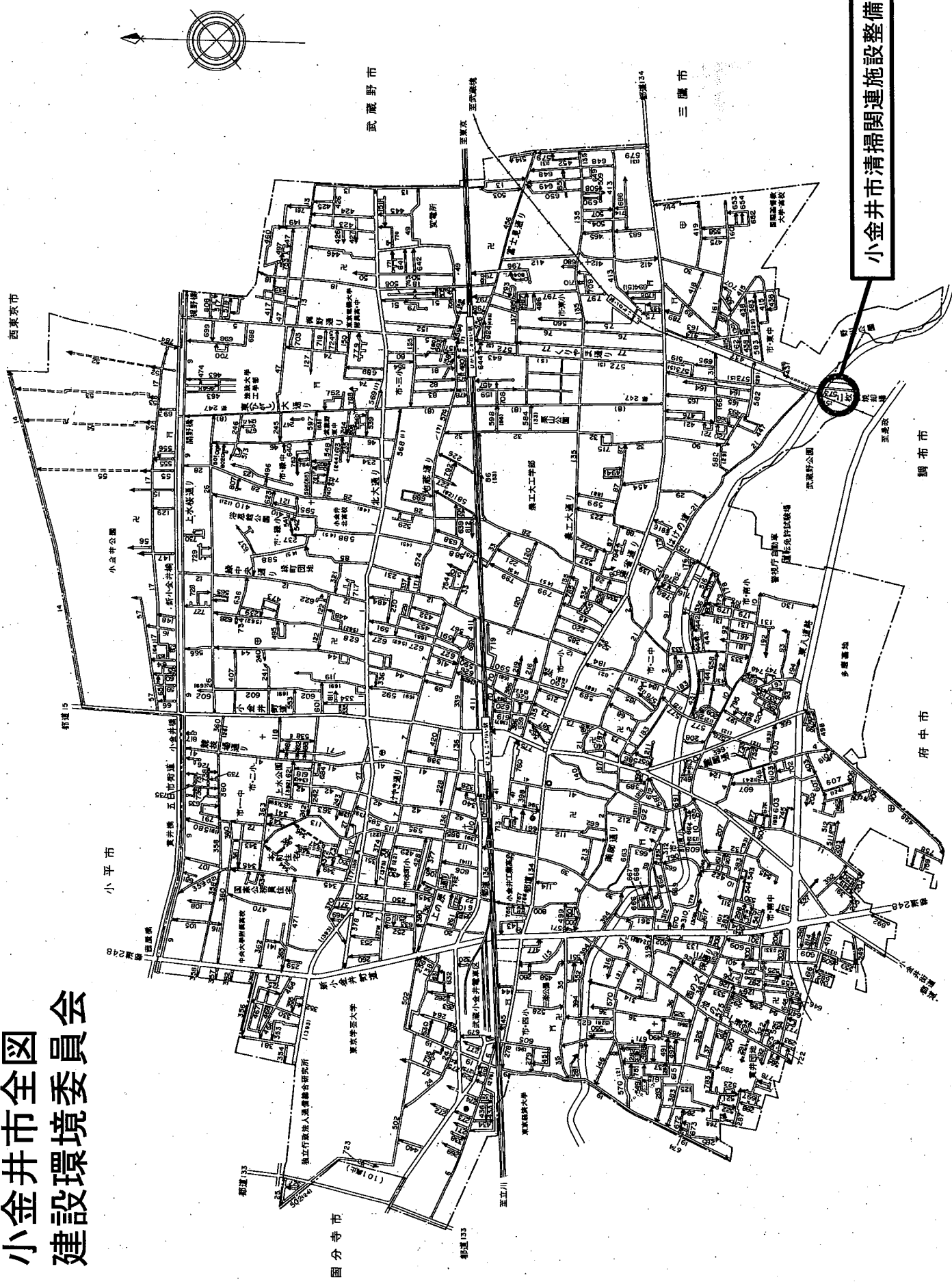
令和2年 2月 1日から
令和2年 4月 30日まで

建設環境委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 者 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	10329-0	令和2年3月25日	小金井市清掃関連施設整備工事 (株) 浅沼組 多摩営業所 (浅沼・関 特定建設工事共同企業体)	1,094,500,000	令和2年3月26日から 令和4年3月18日まで	設計 工事 ・プラント設備工事 受入・供給設備 集じん・脱臭設備 給水・排水設備 電気設備 計装設備 雑設備 その他設備 ・土木建築工事 建築工事 土木工事及び外構工事集じん・脱臭設備 建築機械設備工事給水・排水設備 建築電気設備工事電気設備	一者随契	0

進捗率は、令和2年5月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



小金井市清掃関連施設整備工事